第1章 総論(核軍縮・核不拡散についての日本の基本的立場)

第2章 核兵器不拡散条約(NPT)

第1節 条約の概要

第2節 2005年NPT運用検討会議の結果及び今後の課題

第3節 2005年以前の動き

第3章 包括的核実験禁止条約(CTBT)

第1節 包括的核実験禁止条約(CTBT)の概要

第2節 CTBTの早期発効に向けて

第3節 発効促進に向けた日本の取組

第4章 ジュネーブ軍縮会議(CD)における取組

第1節 概要

第2節 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

第3節 宇宙における軍備競争の防止

参 考 核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

第2節 米露の核軍縮・軍備管理

第5章 国際原子力機関(IAEA)保障措置

第1節 IAEA 保障措置の概要

第2節 保障措置協定の内容

第3節 保障措置の強化・効率化

第4節 日本の取組

第6章 濃縮・再処理に関する機材や技術に対する管理強化

第1節 国際的な議論の状況

第7章 核セキュリティ

第1節 国際社会の取組

第2節 日本の取組

第8章 G8グローバルパートナーシップと日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概要

第2節 G8 グローバル・パートナーシップ

第3節 ロシアに対する日本の非核化協力(「希望の星」等)

第4節 その他の日本の非核化協力

参 考 非核兵器地带

第1節 概要

第2節 日本の立場

第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約

第4節 構想段階にある非核兵器地帯

第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

第1章 総論(核軍縮・核不拡散についての日本の基本的立場)

1. 基本的立場

広島と長崎の体験を有し、唯一の被爆国である日本が軍縮・不拡散問題に取り組んでいくとき、まず何よりも核兵器の軍縮・不拡散(核軍縮・不拡散)が中心となる。また、核兵器の破壊力の大きさを考えれば、安全保障上の観点からも核軍縮・不拡散の優先度は高い。実際に日本は、この問題について、非核三原則を掲げ、国際社会において一貫して積極的な役割を果たし、実質的な貢献を行ってきた。

核軍縮・不拡散に関する日本の基本的立場は、①唯一の被爆国として、また、長期的な観点から日本の安全保障環境を向上させるために、核廃絶に向けて取り組むべきという要請、及び②日本はその安全保障を、核を含む米国の抑止力に依存している中、日本の安全保障を害してはならないという要請、という二つの基本的要請の上に成り立っている。こうした基本的要請を踏まえ、日本は核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するが、これと同時に、日本は唯一の被爆国として、また、日本の安全保障環境を向上させるために、核兵器のない平和で安全な世界の一日も早い実現を目指して、現実的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくという現実的・漸進的なアプローチを採用している。

2. 核軍縮・不拡散への努力

日本は、1976年6月、核兵器不拡散条約(NPT)を批准した。批准書の寄託に際して、日本は、「日本国は、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策・・・を改めて世界に向けて表明する」旨明らかにした。それと同時に、「この条約を真に実効あるものとするため、・・・できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望」するとともに、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えているという「差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならない」という信念の下、「核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請」した。

このような日本の核軍縮・不拡散に係る基本的立場及びNPTに寄せる期待は、現在も一貫している。NPTに加入し、核兵器保有の選択肢を放棄して以来、日本にとって、核兵器のない平和で安全な世界の実現は日本の安全保障を確保するための極めて重要な課題となった。それと同時に、日本は、唯一の被爆国として、核兵器を始めとする大量破壊兵器の廃絶を主張するべき人道的責任を国際社会に対して有している。日本は、核軍縮・不拡散に取り組むに当たっては、核廃絶の一日も早い実現を目標とし、「現実的・漸進的アプローチ」に立って、現実的な措置を着実に積み重ねる外交努力を重視してきている。これは、核兵器国にとって受入れ不可能な非現実的・急進的要求を提唱することにより、核兵器国側の反発を招き、結果的に核軍縮を停滞させるのではなく、核兵器が現に存在し、抑止機能を果たしているという事実を認識した上で、核軍縮への核兵器国の関与を確保し、実現可能な措置を一つ一つ積み上げていくというものである。

日本は、核軍縮・不拡散に関するこのような基本的考え方の下、NPTを、国際的な核軍縮・不拡散を実現するための最も重要な基礎であると位置付け、重視している。それとともに、国際原子力機関(IAEA)保障措置、さらには包括的核実験禁止条約(CTBT)をNPT体制を支える主要な柱として重視している。

NPT は、締約国が190 か国に達しており(2007年11月現在)、最も普遍的な軍縮・不拡散条約で

ある。しかし、未締結の国も存在しており、また、NPT上の義務に違反して核兵器開発を進めている、あるいは進めている疑いのある事例(北朝鮮等)も存在する。核不拡散体制を強化するためには、①なお一層の普遍化を図り、②NPT締約国が条約上の義務を遵守していることを検証する能力を強化し、さらに③NPT違反が発生した場合には右を是正するための適切な対応がとられることが重要である。

検証に関しては、IAEA の保障措置が重要である。これは平和利用目的の核物質及び原子力活動が軍事目的に転用されないことを確保することによって、核拡散の防止を核物質管理面から実効あるものにする仕組みである。NPT において、非核兵器国は IAEA との間で包括的保障措置協定を締結することが求められている(第3部第5章参照)。1990年代前半に明らかとなったイラクや北朝鮮による秘密裡の核兵器開発を契機に、従来の保障措置を強化する重要性が認識され、議論が進められた結果、1997年5月にはモデル追加議定書が採択された。追加議定書は、IAEA に提供される情報及び検認対象並びに IAEA 査察官によるアクセスが可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を IAEA に与えるものである。日本は、1999年12月、商業用原子力発電を行っている国として最初に追加議定書を締結した。しかし、追加議定書については、2007年11月現在、116か国が署名、うち85か国について発効しているにすぎない。追加議定書の普遍化が急務であり、日本もそのために積極的に努力してきている(第3部第5章第4節参照)。

NPTは、非核兵器国による核兵器の開発と保有を禁止する一方、核兵器国には誠実な核軍縮への努力を義務付けている。したがって、核兵器国が、核軍縮の義務を軽視することがあれば、NPT体制の信頼性そのものを損ないかねず、NPT体制の弱体化につながる。このような観点から、日本は、核兵器国に対して、粘り強く核軍縮の促進を求めている。

1995年にNPT無期限延長が決定された際、核兵器国が果たすべき核軍縮のための措置として、CTBT 交渉の推進について合意された。日本は、CTBT を、核軍縮と核不拡散とを共に担保する有効かつ現実的措置と考え、早期発効のための外交努力を積極的に行ってきた。北朝鮮のほか、米国、中国、インド、パキスタンなどの発効要件国がいまだ CTBT に署名あるいは批准しておらず、CTBT 発効の見通しが依然立たない状況にあるが、日本は、CTBT の国際規範としての重みを政治的に増すことが重要であると考えており、発効要件国を中心に署名国・批准国の数を増加させるための努力を継続している。同時に、CTBT の検証措置と位置付けられる国際監視制度の構築を進め、核実験の実施を監視するネットワークを全世界に張り巡らすことも重要と考え、日本国内の観測施設立ち上げに鋭意努力しているほか、他国に対しても技術支援を行っている(CTBT 発効促進のための日本の努力については、第3部第3章第3節参照)。

多数国間の核軍縮・不拡散条約交渉の中で、CTBTに続くべき重要な課題と考えられるのは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)である。カットオフ条約は核兵器に用いられる核分裂性物質の生産を禁止することを目的としており、具体的な核不拡散・核軍縮のための措置である。この条約の交渉を早期に開始するためにもジュネーブ軍縮会議(CD)の活性化は緊急の課題である。

また単に核軍縮・不拡散の合意を形成するだけでなく、当該合意を実施するために、実際的な国際協力プロジェクトを進めることも重要である。また、そのような需要が冷戦後の国際環境の中で生まれてきており、日本もこのようなプロジェクトにいわば「行動する軍縮」として積極的に取り組んでいる。ロシアにおいて、解体された核兵器から生じるプルトニウム等の核物質を安全に管理し、二度と核兵器生産に用いられないよう処分することや、ロシアやウクライナの核技術者の国外への流出を防止するために日本は G8 の枠組みの中で協力を進めている。ロシアの退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」(第3部第8章第3節)も G8 グローバル・パートナーシップの一環として

このような文脈に位置付けられる。

このような協力は、核軍縮を促進するのみならず、核兵器や核物質、さらには関連の技術が懸念 国やテロリストなどに拡散する危険性を少なくするためにも、ますます重要となっている。

3. 核軍縮決議案の国連総会への提出

このような核軍縮・不拡散に対する日本の基本的立場を総括し、その姿勢を明らかにしているのが、日本が1994年以来毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議である。日本は、1994年より1999年まで「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」(「究極的核廃絶決議」)を提出し、国際社会の圧倒的多数の支持を得てきた。この究極的核廃絶という考え方は、1995年NPT運用検討会議(5年毎に開催)の合意文書である「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に取り入れられたが、これは「究極的」ではあるものの、核兵器国に「核廃絶」の目標を確認させた点で極めて意義のあるものであった。

2000年に開催された NPT 運用検討会議では、CTBT の早期発効、カットオフ条約の交渉を即時に開始して5年以内に交渉を終了させること等、今後国際社会が取り組むべき「核軍縮に関する現実的措置」を含む最終文書が全会一致で合意された。この最終文書では、核兵器の全面的廃絶に向けた核兵器国による「明確な約束」が合意された。この考え方は日本が提出してきた「究極的核廃絶決議」から更に進んだものであり、日本の決議が基礎固めの役割を果たしたということができる。これらの成果に基づき、日本は、2000年の国連ミレニアム総会に、これまでの「究極的核廃絶決議」に代わり、新たな核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、圧倒的多数をもって採択された。この決議は、漸進的・現実的なアプローチに則り、「核兵器のない平和で安全な世界」を目標として掲げ、核兵器の全面的廃絶を実現するための具体的な「道すじ」を示したものであり、核軍縮と核不拡散のバランスをとりつつ全面的核廃絶に向けた大幅な核兵器の削減を行っていくべきことなど、2000年 NPT 運用検討会議の最終文書よりも更に一歩進めた内容を含んでいる。

2001年以降は、米国がこれまでの米露間核軍備管理レジームとは大幅に異なるアプローチに立 って、一方的な核兵器削減を追求する一方、CTBT を始めとする幾つかの多数国間の軍縮・不拡散 条約に対して消極的ないし反対の立場をとるという状況下で、日本は引き続き核軍縮決議案を国連 総会に提出している。2004年も、日本は、現実的かつ漸進的なアプローチに基づき、核軍縮に向 けた具体的な措置を積み重ねることにより、核兵器のない平和で安全な世界の実現を図るという一 貫した考え方に基づき、かつ、大量破壊兵器の拡散への懸念の表明や NPT 遵守の重要性の更なる 強調といった昨今の国際情勢をも踏まえた核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程 | を提出し、 国連総会本会議で圧倒的多数により採択された。2005年には、5月のNPT運用検討会議の決裂、9 月の国連首脳会合成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全 面的廃絶への新たな決意 | 決議案を提出し、国際社会より変わらぬ圧倒的支持(国連総会において 168 か国の賛成により採択)を得た。2006 年の決議では、2005 年 NPT 運用検討会議の決裂を受け て、2010年 NPT 運用検討会議を成功に導くため、第1回準備委員会(2007年)に向けた協力を国 際社会へ呼びかけるとともに、ジュネーブ軍縮会議(CD)において、米国が兵器用核分裂性物質 生産禁止条約(カットオフ条約)草案を提出するなど前向きな動きが見られたという動きを活かし、 10年にわたり実質的な作業を行っていない CD に対し、早急に実質的な作業を再開するよう呼びか けた。また、前文において、北朝鮮が2006年10月9日に実施を発表した核実験に対する非難を盛 り込んでいる。

2007年に国連総会に提出した決議では、2005年、2006年の決議を基本としつつ、NPT(核兵器 不拡散条約)遵守の重要性を強調し、CTBTの早期発効・核実験モラトリアムの継続を要請し、兵 器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約) の交渉開始と早期妥結の重要性を強調している。また、3年後に迫った2010年 NPT 運用検討会議に向けての協力を国際社会へ呼びかけること等を盛り込んだ。同決議は、同年12月6日、(米国時間5日)、第62回国連総会本会議において賛成170、反対3 (米国、印、北朝鮮)、棄権9の圧倒的賛成多数 (1994年の初提出以来、最多数の賛成)で採択された。

第2章 核兵器不拡散条約 (NPT)

第1節 条約の概要

1. 核兵器不拡散条約

核兵器不拡散条約(NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons)は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国を「核兵器国」とし、それ以外の国(「非核兵器国」)への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務付けることを目的とする条約である。1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した(我が国は1970年2月署名、1976年6月批准)。2007年9月現在の締約国数は190か国にのぼっており、国連加盟国数(192か国:2007年9月現在)を見れば、いかにNPTが普遍性を有する条約であるかが分かる。非締約国は、国連加盟国ではインド、パキスタン及びイスラエルである。

2. NPTの主要な規定

NPT は前文、本文 11 条及び末文から構成される。この条約は、1967 年 1 月 1 日より前に核兵器 その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国を「核兵器国」と定め(第 9 条 3)、それ以外の国を 「非核兵器」とした上で、大まかに区分すれば、以下の 4 つの項目について規定している。

(1) 核不拡散の義務

NPT は、核兵器国による核兵器等の移譲等の禁止 (第1条)、非核兵器国による核兵器等の受領、製造等の禁止 (第2条)を定めており、同時に、締約国である非核兵器国が国際原子力機関 (IAEA)の保障措置を受諾する義務を負うこと等を規定している (第3条) (第5章参照)。

(2) 原子力の平和的利用の権利

NPT は、IAEA 保障措置の受入れという義務を課すことを通じて、非核兵器国による原子力の軍事転用を防止することを目指している。その一方で、平和的目的のための原子力の研究、生産、利用を発展させることについては、「すべての締約国の奪い得ない権利」であると定めている(第4条1)。すなわち、すべての締約国に、原子力の平和的利用のため設備、資材及び科学的・技術的情報の交換を行う権利が認められている(第4条2)。

(3) 核兵器国の核軍縮交渉義務

NPT は、非核兵器国における原子力の軍事転用を防止しつつ、第6条においては、締約国が核 軍縮交渉を誠実に行う義務を定めている。

(4) 手続事項

NPT は、その運用状況を検討する会議を 5 年ごとに開催し(第 8 条 3)、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか又は一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている(第 10 条 2)。1995 年の運用検討・延長会議では、NPT が無期限延長されることが、同規定に従って決定された。

3. NPT の発展

1991年、南アフリカが、自国がかつて保有していた核兵器を放棄して非核兵器国として NPT に加入し、1992年に、フランスと中国が核兵器国として、1994年までに、旧ソ連邦から分離独立したカザフスタン、ベラルーシ及びウクライナが、核兵器をロシアに移管して非核兵器国として NPT に加入した。また、ブラジルとアルゼンチンも、長年のライバル関係を乗り越えて核開発計画を放

棄し、非核兵器国として NPT に加入した(アルゼンチンは 1995 年、ブラジルは 1998 年)。さらに、2002 年にキューバが、2003 年には東ティモールが加入した。2006 年にセルビア・モンテネグロからの独立に伴いモンテネグロが加入した。

第2節 2005年 NPT 運用検討会議の結果及び今後の課題

1. 2005年 NPT 運用検討会議

2005年5月2日より27日まで、ニューヨークにおいて2005年NPT運用検討会議が開催された。NPT運用検討会議はNPT第8条に基づいて5年ごとに条約の運用を検討するために開催される。実質事項に係る討議は、主要委員会 I (核軍縮)、II (核不拡散)、III (原子力の平和的利用)で行われ、それぞれの主要委員会でその所掌する実質事項について合意文書を作成し、本会議に送付し、採択されることが課題であった。

2005年運用検討会議は、本来であれば開会前の運用検討会議の準備プロセスにおいて決定されているべき手続事項(議題、補助機関設立等)すら決定されていない状況下で開始された。開会後、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との間の意見対立等の結果、会議日程の約3分の2を手続事項の採択に費やしたため、実質的議論及び最終文書の文言調整に当てられた時間は極めて限られた。

3つの主要委員会においては、時間が限られていたこと、中東問題(イスラエルの扱い等)、イランの核問題といった地域問題や、包括的核実験禁止条約(CTBT)を始めとする核軍縮について、コンセンサス・ルールの制約もあり、関係国及び関係国グループの立場の隔たりが収斂しなかったこと等により、3つの主要委員会すべてにおいて実質事項に関するコンセンサスの合意文書を作成することができず、また、議長による実質事項に係る声明も行われなかった。

他方、同会議においては、多くの国が NPT が国際の平和と安全に果たす役割の重要性や NPT の 遵守の必要性を指摘したほか、この会議に向けて日本、EU、G10(注:主として核不拡散や原子力 の平和的利用についての西側諸国グループで、豪、加、NZ等がメンバーとなっている。)等多くの 国、グループが NPT 体制強化のための有益な提案を提出した。

2.2005年 NPT 運用検討会議に対する日本の対応

日本は、会議に先立ち、2005年2月に東京においてデュアルテ議長他大使級の参加を得てNPT東京セミナーを開催し、運用検討会議の運営の円滑化を図ったほか、5月の同会議においても、積極的に貢献した。

同会議初日には、町村外務大臣(当時)が一般討論演説を行ったほか、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用)のすべてをカバーする「21世紀のための21の措置」を提出し(核軍縮関連部分は豪州と共同提案)、同会議が採択する成果物に反映させるよう努めた。また、日本の立場を包括的に述べた作業文書並びに核軍縮及び95年中東決議の履行に係る報告を提出した。さらに、軍縮・不拡散教育に関する作業文書を他の7か国と共同で提出したほか、日本の取組を紹介する作業文書も併せて提出した。

会議第2週には、河井外務大臣政務官(当時)がNGOセッションに出席するとともにレセプションを主催し、軍縮・不拡散分野でのNGOとの対話を重視する日本の姿勢をアピールした。

北朝鮮の核問題については、早くから米国及び韓国と緊密に連携の上、北朝鮮の核計画は NPT 体制に対する深刻な挑戦であり絶対に認められないとの日本の立場を最終成果物に反映させるべく、中国、露、議長等と協議を重ねた。

また、核軍縮については、会議において更なる核兵器の削減を主張したほか、会議開催に先立つ

4月に、CTBT 未批准国のうち、米を含むすべての発効要件国に対し、早期批准を求める町村外務 大臣書簡を発出するとともに、会議中にも CTBT フレンズ会合を主催した。

さらに日本は、IAEA追加議定書の普遍化を重視するとの主張を行い、多くの国から賛同が得られた。原子力の平和的利用については、日本から、原子力安全や核セキュリティの分野における IAEA の活動の促進を支持するとともに、技術協力の重要性を訴えた。さらに、会議の最終段階では今次会議成功のために各国に協力を求める町村外務大臣の緊急アピールを発出した。

3.2005年運用検討会議に対する評価

2005 年 NPT 運用検討会議で実質事項に関する合意文書を発出することはできず、NPT 体制の維持・強化に向けたメッセージを発出する重要な機会を逸したことは、日本にとっても極めて残念な結果であった。

最終的に合意文書を作成できなかった主たる理由としては、以下を挙げることができる。

- ①中東問題やイランの核問題を巡り、厳しい対立があったこと。
- ②手続事項を含めすべての決定がコンセンサスで行われるというルールが濫用されたこと。
- ③2000年の合意以上の内容が期待できないという観測が当初より支配的で、妥協してより不利な内容の合意を作るよりは、2000年の合意をそのまま残した方が良いと考える国が多かったこと。
- ④核軍縮や CTBT をめぐる立場の開きが大きかったこと。
- ⑤拡散の脅威に対する認識が必ずしもすべての締約国の間で十分に共有されていなかったこと。
- ⑥以上に加えて、手続事項に関する調整に時間をとられて実質討議時間が減少し、特に最終的な局面における文言調整の時間が絶対的に不足したこと。

一方、日本を含む多くの締約国や締約国グループが、運用検討会議に貢献すべく種々の有益な提案を提出したこと及びこれらの提案を踏まえ会議において集中的な意見交換が行われたことは、今後の核軍縮・不拡散体制を強化していく上で有益な材料を提供したと言える。

4. 2010年NPT運用検討会議第1回準備委員会

2007年4月30日から5月11日まで、ウィーンにおいて2010年NPT運用検討会議第1回準備委員会が開催された。議長は、日本の天野ウィーン代表部大使が務め、我が国代表団としては、関口外務大臣政務官(当時)ほかが出席した。

同準備委員会は、NPT 体制が北朝鮮やイランの核問題等の深刻な挑戦に直面する中で、2010 年 NPT 運用検討会議に向けたプロセスの出発点となる重要な会議であり、議題案を含む手続事項に合意し、その上で NPT 体制の維持・強化に貢献する実質的な議論を行い、NPT に対する国際社会の信頼を維持することが今次準備委員会の重要な課題であった。

当初は、会議初日に議題案を採択し、2日間で各国の代表団長による一般討論演説を終え、3日目から実質的議論に入ることを目指したが、イランが天野議長の提案による議題案の採択に反対し、この議論に数日を費やした(NPT準備委員会の意思決定は原則としてコンセンサス方式)。議長が提案した議題案は、2005年運用検討会議の第1回目の準備委である2002年の議題をベースとしつつも、NPTの「遵守」の必要性を再確認するという新たな要素が盛り込まれていたため、イランは同案に対し、2002年の議題をそのまま使うか、あるいは「遵守」を「すべての条文の遵守」に修正することを求めた。しかしながら、議長は、一部修正に応じることは全体の合意を崩しかねないとの立場から、一貫して議長の提案した議題案の文言の修正を受け付けないとの姿勢を堅持した。最終的にイランは、南アが行った提案をベースに「遵守」についての準備委員会の理解を脚注として付した上で議長が提案した議題を受け入れることとしたため、会議2週目の2日目午前に議題案がコンセンサスで採択された。

会議初日及び2日目の一般討論演説においては、47か国の代表が演説を行った。議題案の採択後は、個別事項(核軍縮全般、核軍縮・安全保証、核不拡散、地域問題、原子力の平和的利用、脱退等)についての実質的な議論が行われた。実質的な議論に当てられる時間が予定より半減したが、効率的な議事運営と建設的な雰囲気の下、すべての個別事項についてバランスよく実質的議論が行われた。これら議論の内容を議長が総括した議長サマリーについては、関係国との非公式協議の結果、議長による作業文書として今次準備委員会の報告書の中で言及されることとなり、同報告書が採択された。

5.2010年第1回準備委員会に対する日本の対応

今次準備委員会に向けて、日本は天野ウィーン代表部大使を議長に立て、今次準備委員会の成功に主導的な役割を果たした。天野大使は、準備委員会に先立って、ジュネーブ、ニューヨーク、ウィーン等で締約国との意見交換や説明を数度にわたって行い、会議の成功のために多大な努力を払った。議題案の採択をめぐり会議が重大な局面を迎えた際に核兵器国と非核兵器国、あるいは西側諸国と非同盟諸国といったグループ間の対立的構図に陥らなかったのは、このような事前のきめ細かな調整努力によるところが大きかった。

また、日本は準備委員会に先立ち 2007 年 2 月にウィーンにおいて NPT に関するセミナーを、(財) 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターと共催し、関係国や専門家による忌憚の無い意見交換を通じて今次準備委員会の成功に向けた基盤作りに貢献した。

準備委員会において、日本は、一般討論演説にて関口外務大臣政務官(当時)が演説を行ったほか、樽井軍縮代大使ほかが個別事項について演説を行った。これらの演説の中で、北朝鮮やイランの核問題や、核兵器国による一層の核軍縮措置の実施、原子力の平和的利用に当たっての核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保の重要性等について日本の立場を積極的に主張、建設的に議論に参加した。また、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用)についての日本の立場を包括的に述べた作業文書、軍縮教育に関する作業文書及び核軍縮に係る報告を提出した。このような日本の主張の主要部分については、他国の主張と共に議長作業文書に反映された。

軍縮・不拡散教育に関しては、日本は2004年に共同作業文書を提出した8か国との共同ステートメントを行ったほか、日本独自の演説も行い、軍縮・不拡散教育の新たなイニシアティブとして漫画の活用やディベート大会開催というアイデアを紹介した。また、今次準備委員会の会場において、被爆の悲惨さを訴える漫画(英語版)やアニメを配布・上映したほか、政府作成の軍縮白書等の資料を配布し、広報・啓発に努めた。

同時に、樽井軍縮代表部大使ほかが、NGO 代表との個別の意見交換を行うなど、NGO との連携の強化に努めた。



2010年 NPT 運用検討会議第一回準備委員会において演説を行う関口外務大臣政務官(当時)

6.2010年第1回準備委員会に対する評価

NPT 体制が北朝鮮やイランの核問題等の深刻な挑戦に直面する中、2010年 NPT 運用検討会議に向けたプロセスを成功裡に開始することができたことは、NPT の信頼性を維持・強化し、核軍縮・不拡散を推進する上で大変有意義なものであった。

採択された議題案は、2008年、2009年の準備委員会を通じて議題として使われるものであり、さらには2010年の運用検討会議の議題案のベースとして今後の運用検討プロセスを円滑に進めることに貢献するものと考えられる。天野議長が取りまとめた議長作業文書は、NPT体制が直面する北朝鮮やイランの核問題に対する締約国の断固としたメッセージを盛り込んでいるほか、核兵器国及び非核兵器国の双方の立場を実際の発言に則して今次準備委の議論を総括したものであり、多くの参加者からバランスがとれたサマリーであるとして高く評価された。

第3節 2005年以前の動き

1. これまでの国際的な核不拡散体制の進展

NPT は、最も成功した軍縮・不拡散条約の1つであり、1970年の発効以来、国際的な核不拡散体制の中心的な柱として、国際の平和と安全の維持に大きく貢献してきた。特に冷戦終了後、NPT はその普遍性を大きく高めてきたが、その一方で、1990年代以降、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対しては重大な挑戦が生じている。

その一つは、非締約国による核保有の問題である。1998年、NPT 非締約国であるインド及びパキスタンが相次いで核実験を実施し、この両国が核兵器の製造能力を保有しているという現実が続いている。また、イスラエルは核保有を確認も否認もしないとの方針をとっている。これらの国のNPT加入を実現することは大変難しいことであるが、日本としては、これまで、NPT 非締約国であるこれら3か国に対し、NPTへの早期加入を求めてきている(第2部「地域の不拡散問題と日本の取組」参照)。

また、近年特に大きな問題となっているのが、原子力の平和的利用の権利と核兵器開発能力との関係である。北朝鮮のように、核兵器開発を行った上でNPTから脱退する旨声明を発出し、核実験実施宣言を行うとの極めて重大なケースもある(第2部第1章「北朝鮮」参照)。また、イランはイランの各計画が専ら平和的なものであると主張しているが、IAEA保障措置協定違反が認定されており、核兵器開発の疑念が払拭されていない(第2部第2章「イラン及びその他の中東諸国」参照)。NPT違反に関する問題は、NPTの信頼性を損なうばかりか、NPT体制を内側から瓦解させる可能性をもつものであり、その意味で、国際の平和と安定に直接、深刻な打撃を与え得る重大な問題である。この点についても日本は、関係各国と協力しながら問題の平和的解決に向けた様々な努力を行ってきている(第2部「地域の不拡散問題と日本の取組」参照)。

こういった厳しい状況の中で、今後どのようにNPTを基礎とする核不拡散・核軍縮体制を維持・強化し、なお一層の普遍化を図っていくことができるかが、国際社会にとって極めて重大な課題となっている。

2. 1995年 NPT 運用検討・延長会議と NPT の無期限延長決定

NPT は、条約の運用状況を検討する会議を5年ごとに開催し、NPTの運用上の問題を議論し合う機会を設けている。NPTの下では、核兵器国と非核兵器国が異なる義務を負っていることもあり、締約国が相互にNPTの履行状況を点検し合うことは、NPTの規範が遵守されることを確保し、透明性を高め、また、信頼を醸成するために有意義であり、日本も重視している。

また、NPT は、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか、又はある一定

期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている。この規定を受け、NPT 発効から 25 年が経過した 1995 年の 4 月から 5 月にかけて、NPT 運用検討・延長会議がニューヨークで開催された。会議の結果、NPT の無期限延長が無投票で決定され、同時に「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」及び「運用検討プロセスの強化」が決定されるとともに、「中東に関する決議」が採択された。

日本は、核軍縮を推進する立場から、1994年秋、国連総会第一委員会に「究極的核廃絶決議案」を提出し、同決議案は圧倒的多数で採択された。この決議は、今後の核不拡散、核軍縮の進むべき 方向を示したものであり、上述の「原則と目標」には同決議案の趣旨が取り入れられている。

3. 2000年 NPT 運用検討会議

2000年4月から5月にかけて、1995年の無期限延長決定後初めてのNPT運用検討会議が、ニューヨークで開催された。軍縮・不拡散をめぐる当時の環境は、核軍縮の動きが停滞し、1998年のインド、パキスタンによる核実験等によって深刻な核拡散にも直面するという厳しいものであった。この会議は、4週間にわたる議論の中、何度かの決裂の危機を乗り越え、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた13項目の「実際的措置」を含む最終文書をコンセンサスにより採択することに成功した。

日本は、この会議の成功に貢献すべく事前の早い段階から精力的な調整努力を行うとともに、会議に際しては、核軍縮・核不拡散のための将来に向けた措置に関する現実的な「8項目提案」を行い、各国の合意形成のための基盤を提供した。

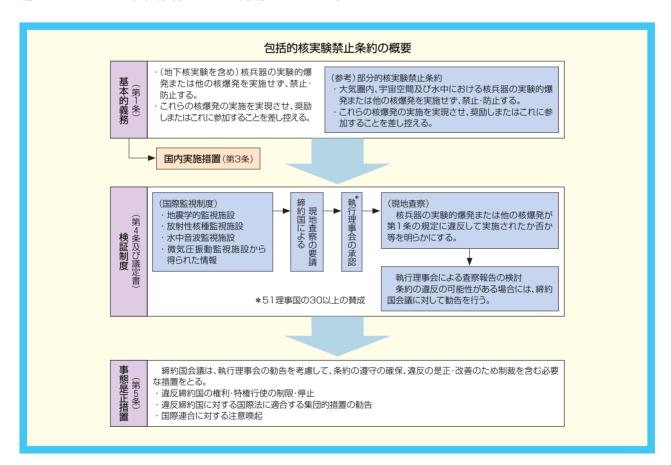
第3章 包括的核実験禁止条約(CTBT)

第1節 包括的核実験禁止条約(CTBT)の概要

核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。1963年8月には、部分的核実験禁止条約が締結されたが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約(CTBT)は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する核軍縮・不拡散条約である。

CTBTの交渉は、1994年1月から、ジュネーブ軍縮会議(CD)において開始され、2年半にわたる困難な交渉の後、最終的にはインド等の反対により、コンセンサス制をとる CD では同条約を採択することはできなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CD で作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した(賛成:153か国、反対:インド、ブータン、リビア。棄権:キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

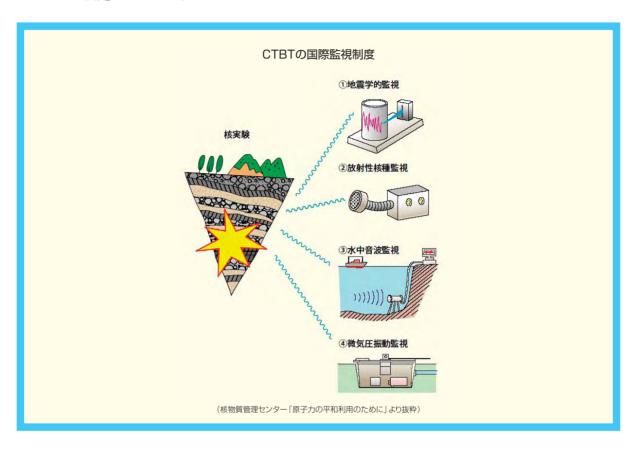
条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国(一般的に「発効要件国」と言われる)の批准が必要とされ、現在のところ、一部の発効要件国の批准の見通しは立っておらず、条約はいまだ発効していない。



1. CTBT の主な内容

CTBT は、すべての核実験(核兵器の実験的爆発及び他の核爆発)の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにウィーンに CTBT 機関を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界 321 か所に設置される監視観測所と 16

か所の実験施設を含む国際監視制度(IMS)、現地査察、及び信頼醸成措置等から構成される。仮に、いずれかの締約国が核実験を実施するなど、条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することに応じない場合には、当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告するといった、必要な措置をとることが規定されている。



2. 検証制度

CTBT は、条約の遵守について検証するため、(1) 国際監視制度 (IMS)、(2) 協議及び説明、

- (3) 現地査察及び(4) 信頼の醸成についての措置からなる検証制度を定めている。
- (1)「国際監視制度 (IMS)」とは、世界 321 か所に設置される 4 種類の監視観測所(地震学的監視観測所(注 1)、放射性核種監視観測所(注 2)、水中音波監視観測所(注 3)及び微気圧振動監視観測所(注 4))により、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度であるが、2006年 10 月の北朝鮮による核実験の際にも、特に地震学的監視及び放射性核種監視(特に希ガス監視)によりその有効性が確認された。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンターに送付され、処理される。
 - (注1) 地震波を観測することにより、核爆発を監視する。
 - (注2) 大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する。
 - (注3)水中(海中)を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する。
 - (注4) 気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する。

- (2)「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国間で、CTBT機関との間で又はCTBT機関を通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。
- (3)「現地査察」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし及び違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の替成により承認される。
- (4)「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発(化学爆発)を核実験又は他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施について CTBT 機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの協力を行う措置をいう。

第2節 CTBTの早期発効に向けて

1. 署名・批准状況

2008年3月現在、署名国は178か国、批准国は144か国である。発効要件国44か国中の署名国は41か国、批准国は35か国である。発効要件国のうち、未署名国は、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国、署名済みであるが批准していないのは、2006年3月にベトナム、2008年1月にコロンビアが批准したことを受け、中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル及び米国となった。

2. 発効の展望

2000年以降、発効要件国のうち新たにトルコ、ロシア、ウクライナ、チリ、バングラデシュ、アルジェリア及びコンゴ民主共和国が、また、最近では、ベトナム(2006年3月)、コロンビア(2008年1月)がCTBTを批准するなど、前向きな動きも見られるが、いまだ条約発効への道のりは厳しい。発効要件国のうち、未署名であるインド及びパキスタンは、98年の核実験以降、核実験の一時停止(モラトリアム)の継続を表明するとともに、署名について国内のコンセンサス形成に最大限努力することを繰り返し表明していたが、今日に至るまで署名していない。また、未批准の核兵器国である中国については、批准法案が全国人民代表大会で検討されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。一昨年10月の北朝鮮による核実験実施は、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

3. 米国の CTBT に対する姿勢

米国はクリントン政権時の1996年9月にCTBTに署名したが、1999年10月、第1回発効促進会議の開催によってCTBT発効への国際的気運が高まっていたにもかかわらず、上院が賛成48、反対51でCTBT批准法案を否決した。2001年1月のブッシュ政権成立直前には、クリントン政権の求めに応じてシャリカシヴィリ元米国統合参謀本部議長が上院のCTBT承認を得るための措置を勧告する報告書を提出し、クリントン大統領も声明の中で、上院及びブッシュ新政権がCTBTについて行動を起こすよう促した。しかし、同月、ブッシュ新政権のパウエル国務長官候補(当時)が、上院外交委員会公聴会において、次期会期中にはCTBTの批准を上院に対して求めない、CTBTにはいくつかの欠点が存在する等述べ、CTBTに対する消極的・否定的な態度を明らかにした。

米国は、CTBT機関準備委員会による国際監視制度の整備に関しては支持しているが、2001年以降、日本が国連総会に提出した核軍縮決議案に対してもCTBT早期発効への言及を理由に反対票を投じているほか、第2回以降のCTBT発効促進会議に出席していない。

4. CTBT 発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBT は、今のところ発効の目途が立っていない。しかしながら、2006年初頭より2008年3月時点まで18か国が、北朝鮮の核実験実施後に9か国が新たに条約を批准する等、CTBT 発効への国際的関心は引き続き高い。また、5核兵器国のすべてが、また、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンの両国もその後、核爆発実験モラトリアム(一時停止)を宣言しこれが守られてきていることは、戦後1996年まで核爆発実験が毎年、最盛期には年178回も行われていたことを考えれば、CTBT が核爆発実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、北朝鮮の核実験実施に対する国際社会の反応として国連安保理決議を始めとした厳しい反応や、国連総会決議(核軍縮決議及びCTBT決議)等に見られる CTBT の早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核爆発実験を行う政治的コストも高まっているとも言える。日本が国際社会の先頭に立って CTBT 発効を促進しているのも、核爆発実験への抑止を法的拘束力があるものとし、不可逆的なものとするためである。

第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、CTBTを、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と並び、NPTを礎とする核不拡散・軍縮体制の不可欠の柱として捉え、その早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議等への貢献

(1) 発効促進会議

CTBT は、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、 発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月、2001年11月、2003年9月、2005年9月及び2007年9月の5回にわたり、発効促進会議が開催された。

1999年の第1回発効促進会議では、高村外務大臣(当時)が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部政府代表(当時)(前国連軍縮局長)より、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プログレス・レポート」として報告した。

2007年9月にウィーンで開催された第5回発効促進会議には、106か国が参加し(日本からは木村外務副大臣(当時)が出席)、各国に対する早期署名・批准の要請等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。しかし、核兵器の信頼性・安全性維持等を理由として CTBT 批准に反対の態度を明らかにしている米国は、前回同様会議に参加せず、また条約に署名していないインド及び北朝鮮も参加しなかった。



第5回 CTBT 発効促進会議における木村副大臣による政府代表演説

(2) CTBT フレンズ外相会合

発効促進会議が開催されない年である 2002 年 9 月、川口外務大臣(当時)のほか、豪及び 蘭の外相を中心とする CTBT 批准国外相が、ニューヨークの国連本部において CTBT フレン ズ外相会合を開催し、CTBT の可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続 を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英、仏、露の 3 核兵器国を含む 18 か国の外相が署名し、その後、50 か国以上の外相の賛同を得た。この CTBT フレンズ外相 会合は、その後隔年、発効促進会議が開催されない年に開催され(2006 年 9 月(伊藤外務大 臣政務官(当時)出席)、毎回 CTBT 早期発効を求める外相共同声明を発表している。

2. 二国間会談等における発効促進への働きかけ

日本は従来から、二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えて CTBT の早期発効を呼び掛け、また、署名・批准を働きかけてきている。最近の主だったものは以下のとおりである。

(1) 外相書簡等による各国への CTBT 早期批准働きかけ

日本はこれまで累次にわたり、CTBT 早期批准を求める外相書簡等を発出するなどして働きかけを行っている。最近では、2005 年 4 月、2005 年 NPT 運用検討会議に先立ち、町村外務大臣(当時)より、CTBT 未批准の発効要件国 11 か国外相に対し、CTBT 早期批准を求める書簡を発出した。2007 年 5 月、2010 年 NPT 運用検討会議第 1 回準備委開催に先立ち未批准の発効要件国に対して在外公館を通じて働きかけを行ったほか、7 月には発効要件国以外の未批准国・未署名国に対して在外公館を通じて働きかけを行った。

(2) 二国間会談等における働きかけ

2002年1月の日米外相会談(於東京)において、改めて米国に CTBT の批准を要請した。同年3月の日・パキスタン首脳会談の際、小泉総理大臣(当時)よりムシャラフ大統領に対し CTBT 早期署名を働きかけ、10月の日越首脳会談において小泉総理大臣(当時)よりマイン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長に対し CTBT 早期批准を働きかけた。

2003年1月、川口外務大臣(当時)よりシンハ・インド外相(当時)に対し、また、同年4月シャローム・イスラエル外相(当時)に対し CTBT 批准を働きかけた。キエム・ベトナム副首相に対しては、同年9月川口外務大臣(当時)及び矢野外務副大臣(当時)より、ハッサン・インドネシア外相に対しては、同年10月、APEC 閣僚会合の際に川口外務大臣(当時)より、マーヘル・エジプト外相(当時)に対しては同年10月のエジプト訪問の際川口外務大臣(当時)よりそれぞれ CTBT 早期批准を働きかけた。

2004年6月、日越首脳会談(於東京)において、小泉総理大臣(当時)からカイ・ベトナム首相(当時)に対しCTBT早期批准を働きかけた。また、川口外務大臣(当時)より、同年3月バルコ・コロンビア外相(当時)に対し、6月シン・インド外相(当時)及びカスーリ・パキスタン外相(当時)に対し、7月、ニエン・ベトナム外相(当時)に対し、8月、ムシャラフ・パキスタン大統領及びシン・インド外相に対し、CTBT早期批准を働きかけた。さらに、同年11月、町村外務大臣(当時)より、シン・インド外相に対しCTBT署名・批准を働きかけた。

2005年2月、町村外務大臣(当時)よりカスーリ・パキスタン外相に対しCTBT署名・批准を働きかけた。2005年4月、訪日したウリベ・コロンビア大統領と小泉総理大臣(当時)との首脳会談が行われ、右会談の後発出した共同新聞発表において、「本件に関し、制度上及び憲法上の困難はあるものの、コロンビア共和国大統領は、可能な限り早急にCTBTを批准する意思につき改めて表明した。」旨明記された。

2006年3月には、同年2月のベトナム国内における CTBT 批准手続完了を受け、同国の CTBT 批准後の国内体制整備に貢献するため、同国政府の CTBT 関係者を本邦に招聘した。 2007年2月にはコロンビア政府、同7月にはインドネシア政府の CTBT 関係者を本邦に招聘し、CTBT 早期批准を働きかけたほか、安倍総理大臣(当時)のインドネシア訪問時にユヨドノ・インドネシア大統領に対してハイレベルで CTBT 早期批准を働きかけた。こうした働きかけもあり、2008年1月にはコロンビアが CTBT を批准した。

3. 国際監視制度の整備への取組

日本は、CTBT の遵守状況を検証するための国際監視制度の立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対して技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生受入れ(2007年度までに127名受入れ)、地震観測機器の供与(2004年度までに17件)等を行っている。このような日本の努力は、国際監視制度の整備に貢献するとともに、CTBT 批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国による CTBT の批准を促進することにつながる。CTBT 機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。

4. 日本における国際監視制度への取組

日本は、CTBT上、10か所の監視施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、順次建設・整備を進めている。これら 10か所は次のとおりである。これまでに高崎、松代、夷隅及び沖縄の各観測所が、CTBT機関準備委員会暫定技術事務局より認証を得て、暫定的運用を開始したほか、2007年末に高崎については希ガス検知装置も増設された。なお、条約上の監視施設としては未完成であるが、下記(2)に設置されている観測所から収集された地震情報も、既にウィーンの国際データセンターに送付されている。

- (1) 地震学的監視観測所主要観測所:松代
- (2) 地震学的監視観測所補助観測所:大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
- (3) 微気圧振動監視観測所:夷隅
- (4) 放射性核種監視観測所:沖縄、高崎
- (5) 放射性核種のための実験施設:東海

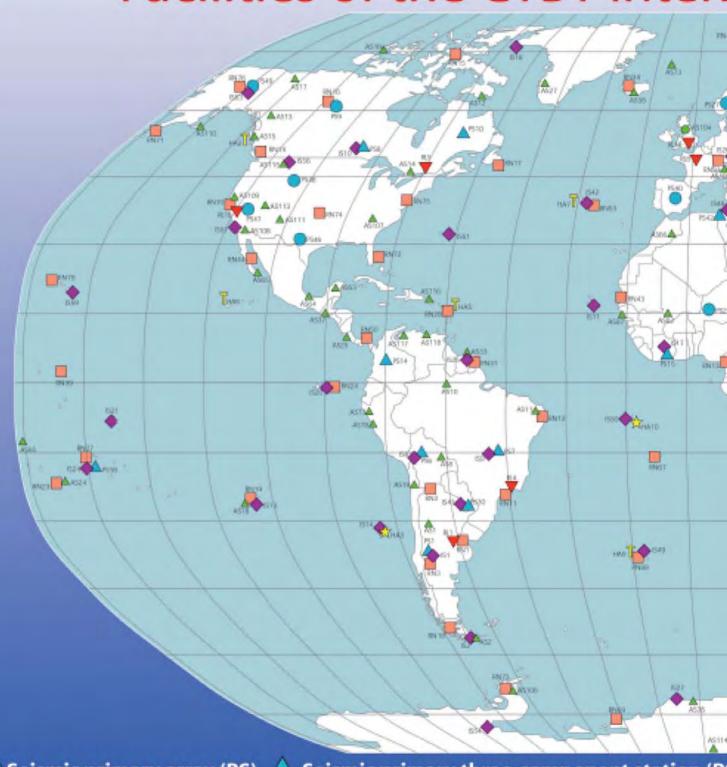


CTBT 微気圧振動・東京ワークショップ参加者による夷隅微気圧振動観測所視察

9

Preparatory Commission for the Con

Facilities of the CTBT Interi

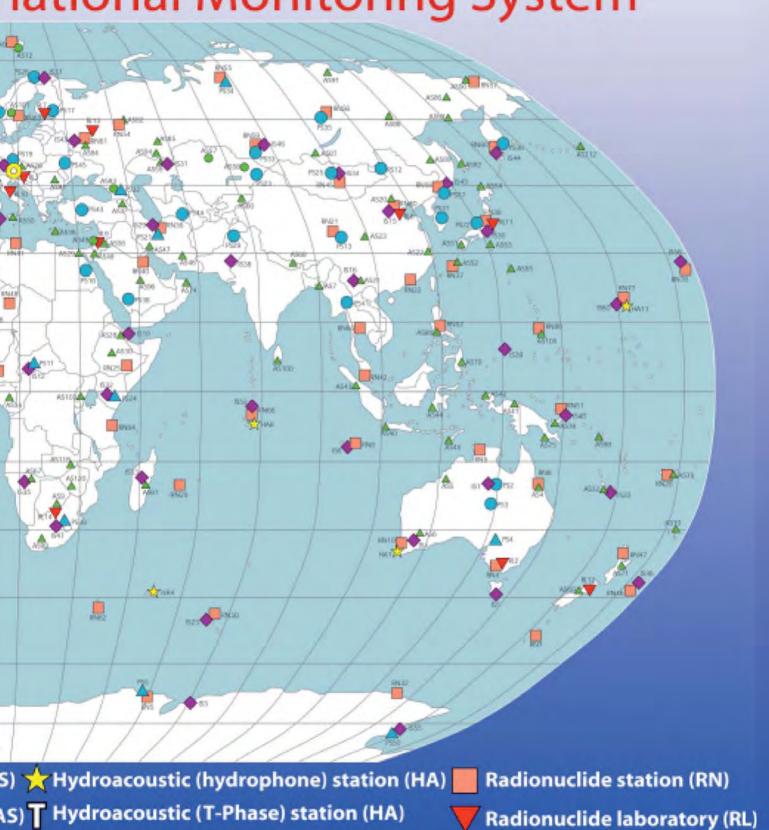




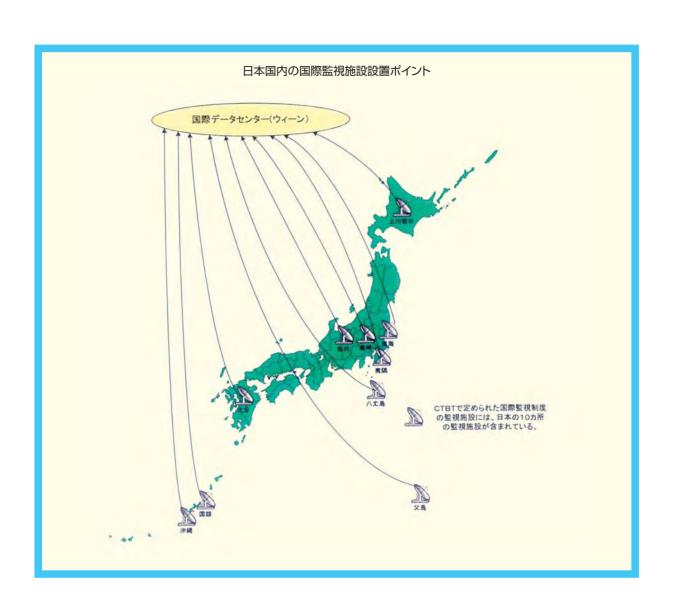
Seismic auxiliary array (AS) A Seismic auxiliary three-component station (A

Infrasound station (IS)

nprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO) national Monitoring System



International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna



第4章 ジュネーブ軍縮会議(CD)における取組

第1節 概要

1. 概観

ジュネーブ軍縮会議(CD)は軍縮に関する唯一の多数国間交渉機関であり、国際社会の軍縮努力がこの場で結実していくことが期待されており、日本が軍縮外交を推進していく上でも極めて重要な位置を占める。しかしながら、CDでは、1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)を作成して以降、実質的な交渉や議論は行われていない。また、毎年採択されるべき年間の作業計画も、1998年に採択されて以降、参加国の立場の違いが収斂せず、合意・採択に至っていない。CDが停滞している主な原因として、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)、「宇宙空間における軍備競争の防止」(PAROS)や核軍縮、消極的安全保証(NSA)等の案件をCDでどのように扱うかをめぐる関係国間の対立がある。

このような状況の中、CD議長経験者を中心とした5か国の大使による「作業計画」案(いわゆる「5大使提案」。作業計画のベースとして、①核軍縮、②カットオフ条約、③PAROS、④NSAの4つの事項に関する特別委員会の設置と各特別委員会の任務などを規定。)や「5大使提案修正版」等の各種作業計画案が出されたが、いずれの案についても合意は成立しなかった。

かかる事態を受け、CDが作業計画に合意することは引き続き困難であるものの、実質的な議論を行うことによりCDの停滞を打開すべきであるとの共通認識を背景に、2006年の会期中に議長を務める6か国大使の提案により、2006年の会期を通じてCDの議題に基づく集中討議(structured debate)が行われることとなった。この中で、5月にカットオフ条約に関する集中討議が行われ、個別の論点ごとに踏み込んだ議論が行われた(下記第2節参照)。

2007年も同年の議長を務める 6 大使(P6)の間で調整が行われ、議題ごとの調整役(コーディネーター)を設置し、非公式会合を行うこととなった。この非公式会合は、実質的には 2006年の集中討議と同じ役割を果たした。

第1会期ですべての議題について非公式会合が行われ、建設的な雰囲気が高まる中、第1会期終了間際に、P6により、第2会期以降の作業に関する6議長(P6)提案が出された。同提案は①カットオフ条約、②核軍縮、③PAROS、④NSAについて各調整役を任命し、①については交渉を、②~④については実質的な議論を行うとの内容であった。

右提案に対し、多くの国が支持あるいはコンセンサスを妨げない旨表明したが、中国、パキスタン及びイランが同案を受け入れなかったため、第3会期終了までにコンセンサスは成立しなかった。 P6提案が2007年の会期において採択されなかったことは残念だが、CDの大多数の国がCDの再活性化のために大同小異の立場から同提案を受け入れたことは成果と言える。



ジュネーブ軍縮会議会議場(2008年3月、中山外務大臣政務官出席)

2. 日本の取組

日本は、軍縮会議の議題としては、カットオフ条約交渉の早期開始を優先事項と考えており、CDの停滞状況を打開すべくカットオフ条約の作業文書を提出する等、様々な外交努力を展開してきている。

最近では、2006年6月に、山中外務大臣政務官(当時)が、同年9月に河野衆議院議長が、2007年3月に浜田外務大臣政務官(当時)が、2008年3月に中山外務大臣政務官がCDに出席し、CDの活性化及び必要性並びにカットオフ条約に関する交渉の早期開始の重要性を訴える演説を行った。

日本は、今後とも CD における作業計画の採択、カットオフ条約交渉の早期開始に向け更なる外交努力を行っていく考えである。

第2節 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

1. カットオフ条約の概要とその意義

兵器用核分裂性物質生産禁止条約は、通称カットオフ条約又はFMCTと呼ばれる。国際的な軍縮交渉の流れの中では、1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられている。すなわち、現在の核不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約(NPT)は、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を防止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することで、新たな核兵器国の出現を封じようとしている。カットオフ条約は兵器用の核分裂性物質(兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

カットオフ条約が成立すれば、米露等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味をもつだけでなく、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。ブッシュ米政権においても、カットオフ条約の交渉開始を支持していることは、前向きな要素である。

想定されている条約上の義務としては、(1)核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、(2)他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止などが挙げられる。

2. これまでの経緯

カットオフ条約は、1993年9月にクリントン米大統領(当時)が国連総会演説で提案したものであるが、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議(CD)とすることが合意された。

これを受け、1995年、特別報告者に指名されたシャノン・カナダ大使が、交渉マンデート案を盛り込んだ報告書を提出し採択された。また、これを受け、カットオフ条約を扱う特別委員会を、CDに設置することが初めて決定された。CDにおいては、交渉を行うためには特別委員会が設置される必要があるが、このような委員会が設置されたのは1995年と1998年だけであった。そのうち、1995年の特別委員会は、議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月、設置されたものであり、モアー・カナダ大使が特別委員会議長に任命された。同議長の下、カットオフ条約交渉特別委員会は、同年8月27日~9月1日の間に2回にわたり会合を開催した。しかしながら、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

1999年になると、再び CD の作業計画をめぐる議論が紛糾したため、同特別委員会が再設置されることはなかった。また、2000年には、同年4月に開催された NPT 運用検討会議の最終文書にて、「ジュネーブ軍縮会議におけるカットオフ条約の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画への合意」が奨励されたため、同年の CD の会期内に、カットオフ条約交渉に新たな進展があることが期待されたが、「宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)」についての交渉を、カットオフ条約交渉と同時に開始することを主張する中国と、PAROS に関して交渉を行うことは受け入れられないとする米国の対立により、結局特別委員会を再設置することはできず、条約交渉開始には至らなかった。

その後も、多くの国がカットオフ条約交渉開始の必要性を主張し、日本を始めとする各国が関係 国の合意を得るべく様々な試みを行った。

2004年第3会期に入り、それまで作業計画に関する立場を明確にしてこなかった米国が、CD本会議の場にて、CDにおいて法的拘束力を有するカットオフ条約の交渉を開始すべきとの立場を正式に表明した。これにより、CDにおいて作業計画合意に向けた気運が盛り上がったが、2004年会期終了までに残された時間が僅かであったこともあり、会期内に作業計画に合意することはできなかった。

2006年の集中討議においては、5月に3日間にわたりカットオフ条約に関する集中討議が開かれ、論点ごとに(初日:定義及びスコープ、2日目:ストックその他、3日目:検証及び遵守)、各国からの専門家の参加を得て活発かつ具体的な議論が行われた。特に、米国から担当国務次官補が出席し米国のカットオフ条約案及びマンデート案を提出したことに各国の関心が集まった。米国の条約案には検証措置が盛り込まれておらず、検証を重視する加盟国の支持は得られていないが、今後の条約交渉のベースの一つとして交渉開始の気運を高めることに貢献したと言える(米国の条約案はCD公式文書(CD/1776)として登録されている。www.unog.chにて入手可能。)。

2007年の調整役の下での非公式会合においては、カットオフ条約に関する会合は、2月と3月に 1回ずつ開催され、論点ごと(条約の目的と前文、定義、スコープ、非爆発目的の核分裂性物質の 生産、既存の機関、透明性、ストック、遵守及び検証、国内実施、紛争等並びに発効)に議論された (調整役による右非公式会合の要約は CD/1827 として登録されている)。

3. 日本の基本的考え方

日本は、カットオフ条約の交渉を速やかに開始し、妥結することが重要と考え、カットオフ条約の交渉開始に向けて積極的に取り組んできている。(第1節2.参照)。また、条約交渉が妥結したとしても、発効までには長期間を要すると思われるので、条約交渉が終了して条約が発効するまでの間、核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止(生産モラトリアム)を一方的に宣言すべきことを主張している。実際、中国を除く4核兵器国は既に生産モラトリアムを宣言している。日本は、この考えを国連総会に毎年提出している核軍縮決議案の中でも言及しており、2007年も同決議案は圧倒的多数の支持を得て採択された。また、日本は、中国に対しても生産モラトリアムに踏み切るように要望している(2007年5月の日中軍縮・不拡散協議の場)。

4. カットオフ条約交渉開始に向けての日本の取組

日本はこれまで、2000年 NPT 運用検討会議や国連総会第一委員会(軍縮・安全保障担当)などの場において、カットオフ条約交渉を早期に開始させ、また、一旦開始された暁には、交渉が速やかに妥結するよう様々な条件整備のための外交努力を推進してきた。具体的には、1998年5月にジュネーブにおいてカットオフ条約セミナーを開催し、主に技術的側面から同条約の検討を行った。2001年5月には、ジュネーブにおいて、来るべき条約交渉に備えてカットオフ条約交渉に関連する論点全般に関し、各国の担当者の知識・情報量を向上させるためにワークショップを開催した(オーストラリアと共催)。また2003年3月には、再びジュネーブにおいて、オーストラリア、国連軍縮研究所(UNIDIR)と共催にてカットオフ条約に焦点を当てた「検証に関するワークショップ」を開催した。さらに、2003年8月、猪口軍縮代表部大使(当時)が2003年CD第3会期議長に就任するのを控え、日本は、カットオフ条約に関する議論を活性化させるため、論点を包括的に整理した作業文書(条約の対象範囲、検証を含む技術的検討及び組織的・法的事項の論点を整理したもの。)をCDに提出した。

2006年のカットオフ条約に関する集中討議(上記 2.参照)に際しては、日本は、専門家を派遣するとともに、事前に条約の範囲(スコープ)、ストックの取扱い、定義、検証問題等カットオフ条約に関する主要な論点を整理する作業文書を提出することにより議論の深化に貢献した。このほか、日本は、あらゆる機会を通じて関係国政府、国際世論に対し、カットオフ条約の重要性を訴えてきている。日本は、条約交渉の早期開始に向け、今後ともこうした外交努力を継続していく方針である。

2008年に樽井軍縮代表部大使が、カットオフ条約非公式会合の調整役に任命された。

第3節 宇宙における軍備競争の防止

1. 概要

(1)経緯

大量破壊兵器の宇宙空間への配備等は、宇宙条約で禁止されており、現在の宇宙の軍事的利用としては、主に偵察、早期警戒衛星、通信衛星、測位衛星(GPS等)等の利用が挙げられる。

他方、科学技術の進歩等に伴い、宇宙空間の更なる軍事利用の拡大を抑制すべきであるという考え方から、第1回国連軍縮特別総会(1978年)が、その最終文書において「宇宙空間

における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」と指摘したこと等を始めとして、「宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)」という概念が提唱され、議論されるようになった。

(2) PAROS に関する議論

1985年、ジュネーブ軍縮会議において、PAROS に関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取扱いなどにつき議論がなされた。しかし、旧ソ連及び東欧諸国が、米国の戦略防衛構想(SDI)計画は宇宙の軍事化につながるなどと強い懸念を示したのに対し、米国及び英国は、いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており新たな条約は不要、実効的な検証制度の構築が困難などと主張して対立し、実質的な議論の進展のないまま、1994年に特別委員会は終了した。

その後、1999年に、米国のミサイル防衛問題を契機として中国が、宇宙空間の兵器化防止に関する条約の交渉を任務とする特別委員会の再設置等をジュネーブ軍縮会議(CD)で提案した。これを契機として、中国は宇宙空間の兵器化防止の推進を強く主張するようになり、2000年及び2001年には、宇宙空間の兵器化防止に関する文書をCDにおいて提出した。

また、ロシアは、米国のミサイル防衛計画に対し、当初その推進やABM条約からの脱退等に警戒感を有し、2001年9月の国連総会においてイワノフ露外相(当時)が、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取組の重要性を強調する演説を行った。

2002年6月、CD に中露等が宇宙の兵器化防止のための条約骨子案を共同作業文書として 提出した。これは主に宇宙条約で禁止されていない大量破壊兵器以外の、いわゆる通常兵器 の宇宙空間等への配備禁止を主たる目的としたものとみられる。

2006年6月及び2007年2~3月にCDにおいてPAROSに関する非公式会合が開催され、中露等の共同作業文書を含めPAROSの扱うべきスコープ、定義、検証、透明性・信頼醸成措置等の論点ごとの議論が行われた。しかしながら、中露が宇宙条約等の既存の法的枠組みの抜け穴に対処するために兵器一般の宇宙空間への配置を禁止する新たな条約の必要性を主張する一方で、米国は現在宇宙空間に兵器を配備しておらず、また宇宙空間における軍備競争は存在せず、新たな条約の必要性がないと主張しており今後の取組について軍縮会議加盟国の間で意見の隔たりが存在している。

一方EUは、2007年9月に、「宇宙空間の信頼醸成措置」に関する国連総会決議 61/75 に従って、「宇宙における軍備競争の防止のための透明性及び信頼醸成措置に関する提案」を国連事務総長に提出した。EUは、今後同提案を、技術的側面については必要であれば宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)科学技術小委員会で検討し、適当な時期に CD で検討するよう勧告している。

(参考) 2002 年の中露等による宇宙の兵器化防止に関する共同作業文書(条約骨子案)の概要

1 名称

宇宙空間への兵器配備及び宇宙空間中の物体に対する戦力の使用及び威嚇の防止条約

- 2. 基本的義務
- ・あらゆる種類の兵器を運搬する物体の地球周回軌道への配備の禁止
- ・天体上への兵器設置の禁止
- その他のあらゆる方法での宇宙への兵器配置の禁止
- ・宇宙(に配置された)物体に対する武力の行使と威嚇の禁止
- ・この条約によって禁止される活動に関し、他の国家、国家集団、国際機関への協力、助長の禁止
- 3. 宇宙の平和利用及びその他の軍事的利用
- ・本条約は、平和目的のための研究と利用、もしくは条約で禁止されていないその他の軍事的使用を妨げるものではない。
- ・各締約国は、一般的な国際法の原則に従って宇宙空間における活動を行うべきであり、また、他国の主権と安全を犯してはならない。

(3) 日本の立場

日本は、1967年に宇宙条約を締結している。また、1969年5月の衆議院本会議で「宇宙の開発、利用の基本に関する国会決議」が採択され、日本における宇宙開発及び利用は「平和の目的」に限り行うものとされた。他方、政府としては、その利用が一般化している宇宙の利用形態まで、防衛省・自衛隊が利用することを制約するものではないとしており、例えば通信衛星や地球観測衛星等は、その利用が既に一般化しており、自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。また、日本は、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の大きな脅威であると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、日本は、従来より国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきているほか、2005年からは「宇宙空間における信頼醸成措置」決議案も支持している。また弾道ミサイルの拡散に対処するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。CDにおいては、日本はカットオフ条約の早期の交渉開始を最優先事項として取り組むべきと考えているが、宇宙空間における軍備競争が行われることがないよう、PAROSの議論にも積極的に参加している。

2. 中国による対衛星兵器実験

中国が2007年1月12日に、老朽化した自国の気象衛星「風雲-1C」を対衛星兵器により、高度約850キロメートルで破壊する実験を実施したことが報じられた。このような実験は、日本として宇宙の安全な利用及び安全保障の観点から懸念を有するものであり、中国側に対して事実関係及び中国側の意図について説明を求めた。2月の李肇星外交部長(当時)訪日の際には、透明性のある説明を行うことを改めて求めた。また、国際場裡においても、2月の軍縮会議公式本会議において、速やかな情報提供と軍事活動に対する一層の透明性を求めるとともに、今回の中国の行動は中国自らが軍縮会議で提案している「宇宙に配置された物体に対する武力行使と威嚇の禁止」を含むといった条約骨子案と矛盾するのみならず、宇宙条約の規定にも合致しないと言わざるを得ない旨指摘した。さらに、同月、ウィーンで開催された国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)科学技術小委員会においては、日本は今回の実験により発生したスペース・デブリ(宇宙ゴミ)の発生を憂慮

し、中国の行為は宇宙の安全な利用とは矛盾する行為である旨懸念を表明した。

本件については我が国以外にも、CD や COPUOS 等の場で米国、豪、NZ、カナダ、EU 等が懸念を表明した。

これに対し、中国側は、同実験はいかなる国に対するものでもなく、またいかなる国に対しても 脅威を構成するものではないなどの説明を行ったが、日本を含め国際社会の懸念を払拭する説明は なされていない。同年8月、曹剛川中国国防部長が訪日した際には、町村外務大臣(当時)から衛 星破壊実験等軍事に係る懸念の存在を指摘し、軍事力に関する透明性を高め、日本国民の疑念を取 り払うことが日中関係の良好な基礎となる旨伝えた。

なお、2007年12月の国連総会で採択された「宇宙空間の平和利用に関する決議案」(A/62/403) において「スペース・デブリ低減ガイドライン」が承認された。

参 考 核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

NPTにおいて、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。インドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しているNPT非締約国である。またイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有している「事実上の核兵器国」と言われている。

このうち、米露両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、米露両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

核兵器国の核兵器配備状況とその推移

核兵器配備状況(2007年1月現在)

	内 訳	核)		運搬手段				
*	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	1900 1728 1917 500	計	5045	500 288 106	計	894		
露	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	1788 624 87 2330	計	5614	489 180 78	計	747		
英	地上発射ミサイル SLBM 爆撃機等航空機	0 160 0	計	160	0 48 0	計	48		
仏	地上発射ミサイル SLBM 攻撃機 (艦載機含む)	0 288 60	計	348	0 48 84	計	132		
中	地上発射中長射程弾道ミサイル SLBM 爆撃機(攻撃機含む) 非戦略核兵器	93 12 40 –	計	145	93 12 20 –	計	125		

出典: 2007年SIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 年鑑

核兵器国の核弾頭総数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米	19,924	19,123	14,872	11,536	11,012	10,953	10,886	10,829	10,763	10,698	8,876	8,876	7,600	7,068	7,006	4,896	5,521	5,045
露(ソ)	25,698	25,285	22,555	22,101	18,399	14,978	12,085	11,264	10,764	10,451	9,906	9,196	8,331	8,232	7,802	7,360	5,682	5,614
英	296	300	300	300	250	300	300	260	260	185	185	185	185	185	185	185	185	160
14	535	621	601	525	510	500	450	450	450	450	464	348	348	348	348	348	348	348
中	318	413	413	435	400	400	400	400	400	400	410	410	402	402	402	402	130	145

出典: 1993年~1999年のデータはBulletin of the Atomic Scientists (November/December 2002) 1990年~1992年,2000年~2007年のデータはSIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 年鑑

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、一般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」(「長距離核兵器」であるICBM、重爆撃機及びSLBMを含む)、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」(「中距離核兵器」)、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」(「短距離核兵器」)、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米露(ソ)間においては、戦略兵器削減条約(START)等において戦略攻撃(核)兵器が定義されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおける定義は、核弾頭の大きさ(核出力)ではなく、運搬手段(ICBM、SLBM、戦略爆撃機等)によってなされている。

ただし、米露にとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第2節 米露の核軍縮・軍備管理

1. 米露間の戦略核兵器削減条約概要

(1) 概要

戦略兵器削減条約(START)交渉は、冷戦期に増大していった米露両国の戦略核戦力を、初めて削減したプロセスであった(中距離核については1987年12月に米ソ間で地上配備の中距離核兵器を全廃するINF条約が署名され、1988年6月に発効している。)。これによって両国の核戦力は大幅に減少することとなり、核軍縮の観点からも非常に大きな意義があった。START Iプロセスの結果、米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、START は核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたと言うことができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、米ソ両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な米露(ソ)関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロにより加速されるように進展し、米露間において相互の戦略核兵器を約2000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、米露両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約)が成立することとなった。

(2) START プロセス

(イ) 第1次戦略兵器削減条約(START I)

1991年7月に米ソ両国により署名された START I は、戦略核の三本柱、すなわち、両国が配備する大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機の運搬手段の総数を条約の発効から7年後にそれぞれ1600基(機)へ削減することを規定した。また同条約は、ロシアが保有している重 ICBM(破壊力、すなわち発射重量又は投射重量が大きい ICBM を指し、多弾頭化された SS-18 がこれに該当する)の上限を154基と規定した。さらに、配備される戦略核弾頭数の総数は6000 発に制限され、このうち ICBM 及び SLBM に装着される戦略核弾頭の総数は4900 発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、START Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国として核兵器不拡散条約

(NPT) に加入することが定められた(リスボン議定書)。

議定書については批准せず、START II は発効しなかった。

また、ロシアを除く旧ソ連3か国は、領域内のすべての核兵器を撤去してロシアに移管することとし、1996年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことによって、すべての核弾頭がロシアに移管された(カザフスタンは1995年5月、ウクライナは1996年6月にそれぞれ完了)。

START I は 1994 年 12 月に発効し、2001 年 12 月に米露両国は、それぞれの戦略核弾 頭数を 6000 発以下まで削減し、START I に基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

(□) 第2次戦略兵器削減条約(START II)

START I の発効を待たずして、1992 年 6 月には米露間で START II の基本的枠組みが合意され、1993 年 1 月には、米露両国が配備する戦略核弾頭数を 2003 年 1 月 1 日までに 3000 ~ 3500 発以下に削減すること、そのうち SLBM に装着される核弾頭数を 1700~1750 発以下にすること、さらに ICBM を単弾頭にする、すなわち、多弾頭 ICBM 及び重 ICBM (SS-18) を全廃すること等を規定する START II が署名された(その後、1997 年 9 月に署名された START II 議定書により、削減期限が 2007 年まで延長された)。 2000 年 4 月にロシア議会は START II 批准法案を可決したが、これには米国が ABM 条約からの脱退などを行った場合は、START II から脱退する権利を留保する旨の規定が含まれていた。米国は START II 条約を批准したものの、START II 条約を修正した同

その後、2001年12月13日に米国は対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)から脱退する旨をロシアに対して通告した。ロシアは、2002年6月14日、米国がSTART II条約及びその議定書の批准を拒否し、ABM条約から脱退したことを指摘し、「ロシア政府は、米国の行動、及びSTART II条約が効力を発するいかなる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に資さない行動を抑制するいかなる国際法上の義務ももはや負わないと考える」旨を表明した。

(ハ) 第3次戦略兵器削減条約(START Ⅲ)

1997年3月、ヘルシンキ米露首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明において、米露両国は、START IIが発効し次第 START IIで 渉を開始すること、START IIの基本的要素として、2007年12月31日までに双方の戦略核弾頭数を 2000~2500 発にすること、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM) などについて交渉することに合意した。しかしながらその後、条約案文の合意、署名等はなされていない。

(3) 戦略攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約)

ブッシュ米大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要を訴えていた。 就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国防大学での 演説(2001年5月)の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及び その同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反 映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろ うと述べた。

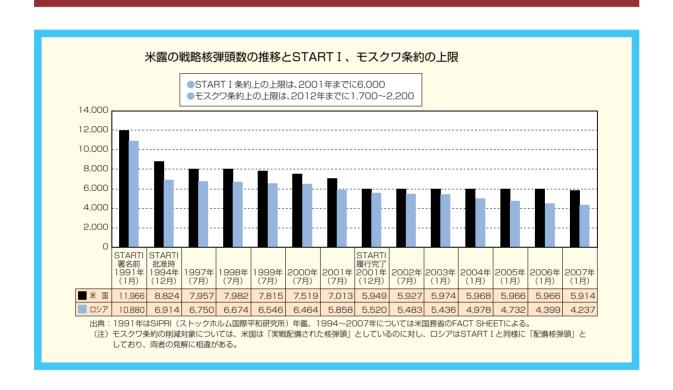
2001年11月13~15日、米露首脳会談(ワシントン/クロフォード)が行われ、ブッシュ米大統領はプーチン露大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1700~2200発まで削減することを伝えた。

そして更なる協議を重ねた結果、米露両国は、2002年5月24日、モスクワで開催された米

露首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において、批准書が交換され、モスクワ条約は発効した。

(参考) モスクワ条約の概要

- 1. 2012年までの 10 年間で、米露の戦略核弾頭を各々 1700 ~ 2200 発に削減することを定めた、法的 拘束力のある「条約」(発効のため両国議会での批准が必要。)。
- 2. 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭自体、及び運搬手段(ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等)の廃棄は義務付けられておらず、米露両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- 3. (削減せずに保持する) 戦略攻撃(核) 兵器の構成、構造については両国が独自に決定する(ICBM、 SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV 弾頭の保有等については、規制されない。)。
- 4. 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- 5. 削減状況の検証措置等は、START I の規定に基づくとともに、履行委員会にゆだねられる。



(4) 戦略兵器削減条約 (START) の後継の枠組み

1994年に発効した START I (以下 START) は、新たに 5年間の延長が合意されない限り、発効して 15年後の 2009年12月5日に失効する。そのため、情報交換や検証のための措置により米露間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見性を提供してきた START に代わる枠組みの作成が必要と考えられている。2007年7月3日、米露首脳会談の際に、ライス米国務長官とラヴロフ露外相による「戦略核戦力に関する米露共同外相宣言」が発表されたが、その中で、米露両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、START の後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを表明した。

2. 対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)

(1) 概要と意義

対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)は、米ソ間で1972年5月署名、同年10月発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発及び配備を厳しく制限する。配備については、各国とも当初2か所(1974年7月の議定書により1か所、すなわち米国はノース・ダコタ州のICBM基地、ソ連は首都モスクワに限定。)、1基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを100基以下とすること等を規定する。

このABM条約は、いわば双方の「楯」を制限し、防御態勢をあえて脆弱なものに保つことにより核攻撃を相互に抑止しようとする、相互確証破壊の考え方の基礎を成すものといわれてきた。

(2) 米国の脱退による ABM 条約の失効

就任後、ブッシュ米大統領は、冷戦時代とは異なった今日の世界が直面する脅威に対抗するために、ミサイル防衛構築の必要を訴え、そのためには米の防衛能力に制約を課す ABM 条約を超える必要があるとした(2001年5月国防大学での演説)。

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、米政権は、国際テロと大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散の脅威との関連性を一層強調するようになった。

このような中、2001年12月13日、ミサイル防衛の推進を意図したブッシュ米大統領は、ABM条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告した。これに対してプーチン露大統領は、米国による措置が予想外ではなかったこと、かかる決定は「間違い」であるとしつつも、ロシアの安全保障にとって脅威とはならないと述べ、抑制的な反応を示した。

この米国による ABM 条約からの脱退表明により、米ソ冷戦期以来の相互確証破壊に立脚した、ABM 条約に象徴される、米露の戦略安定を担保する枠組み(戦略核兵器管理の枠組み)が崩れ、その後いかなる米露間の戦略的枠組みが構築されるのかが、世界の平和と安定に関わる問題として注目されることとなった。このような流れの中、2002年5月に米露両国はモスクワ条約に署名したことから、同条約は米露両国のより安定した2国間関係と、新たな戦略的枠組みの構築への努力を象徴するものであるとみられている。

なお、ABM 条約は締約国の脱退6か月前における通知を義務付けており、2002年6月13日に米国の正式脱退が成立し、同条約は失効した。

3. 米露の一方的核軍縮措置

1990年代初頭、米露(ソ)両国は、主に非戦略核兵器(戦術核兵器)に関し、自主的な形での大幅な削減を実施した。これは、旧ソ連が崩壊していく過程において、核管理体制崩壊の危険性や第三世界への核拡散という新たな差し迫った脅威が生じたことに基づく措置であった。

1991年9月、ブッシュ米大統領(当時)は、ソ連のゴルバチョフ政権に呼びかける形で、米国外配備等の地上発射戦術核兵器の撤去及び廃棄並びに海洋発射(艦艇搭載型等)の戦術核兵器の撤去とその一部の廃棄等を一方的に行うという、核兵器削減措置(イニシアティブ)を発表した。これに呼応する形で、翌10月、ゴルバチョフ大統領(当時)は、すべての地上発射戦術核兵器及び海洋発射の戦術核兵器の撤去と廃棄等を発表した。

さらに、1991年12月のソ連崩壊を受けて、1992年1月、ブッシュ米大統領(当時)は、B-2爆撃機の削減、小型ICBM計画の中止、独立国家共同体(CIS)側の全ての多弾頭ICBM撤廃を条件とした潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)弾頭数の約3分の1の削減などの戦略核兵器削減に関する措置を発表した。これに対し、同月、エリツィン露大統領(当時)は、軍備管理・軍縮政策演説において、すべての地上発射型戦術核兵器の削減を始め、航空機搭載型戦術核兵器、海上発射戦術

核兵器等の削減、重爆撃機(TU-160、TU-95MS)の生産中止、戦略核弾頭の総数の削減などを含む包括的な発表を行った。

なお、2007年1月現在、非戦略核弾頭について、米国は500発、ロシアは2330発(防衛用を含む。)を保有する(SIPRI YEARBOOK2007)と見られている。

また、米国は1988年に、ロシアは1994年に、それぞれ核兵器用の核分裂性物質の生産を中止したと公表されている。

貯蔵核弾頭に関しては、2007年12月、ブッシュ大統領は同盟国に対するコミットメントに整合的な形で米国が貯蔵する核弾頭の大規模削減を承認し、結果として貯蔵量が冷戦時の4分の1以下となる旨の発表を行った。

4. 核兵器国における動き

(1) 米国

(イ) いわゆる小型核兵器の研究問題

2003年11月、米国において、低出力核兵器の研究・開発を禁じた「ファース・スプラット条項」の廃止を含む2004会計年度国防予算授権法案が可決され、低出力核兵器の研究再開が認められた。しかし、同研究は行われず、2006会計年度以降は予算要求自体行われていない。また、地中貫通型核兵器の研究については、2005及び2006会計年度に予算要求がなされたが議会で歳出が認められず、2007会計年度以降は予算要求自体行われていない。小型核兵器の研究再開については、日米の定期的な協議の場において日本より米国政府に対し、日本の世論を含む国際世論には、核軍縮・不拡散体制に悪影響を及ぼす可能性や、核実験再開につながるのではないかとの懸念があること等を指摘するとともに、日本としてこうした懸念が国際的な大量破壊兵器等の軍縮・不拡散の動きに対して、悪影響を与える可能性があるとの問題意識を有していることを提起している。

(口) 高信頼性弾頭置換計画

現在、米国は、保有する核弾頭の劣化について弾頭寿命延長計画(LEP: Life Extension Program)により核弾頭の備蓄管理を行っているが、同計画の下では核実験なしで長期間にわたる核兵器備蓄の安全性及び信頼性を維持できるか懸念があるとして、2005 会計年度から「高信頼性弾頭置換計画」(RRW: Reliable Replacement Warhead)に基づく研究を行っている。これは、備蓄核兵器の信頼性、持続性及び確証性を改善するため、既存の核弾頭を置換する長期的信頼性の高い弾頭の研究を行うものであり、また、既存の核兵器と同じ軍事的能力を有し、長期的な信頼性を確保することによって、将来の核実験の必要性を減じるものとされている。

(2) ロシア

(イ) 戦力核戦力強化の取組

ロシアは、2006年12月の新型の移動式ミサイル「トーポリM」実戦配備や、2007年4月の新型戦略原潜「ユーリー・ドルゴルキー」進水に加え、同年5月、開発中の多弾頭型大陸間弾道ミサイル「RS-24」の最初の発射実験を実施した。RS-24は、次世代多弾頭型弾道ミサイルと見られており、ロシアによる戦略核戦力の強化に向けた取組の一環と見られている。

(ロ) 中距離核戦力 (INF) 全廃条約のグローバル化提案

2007年2月、ミュンヘン安全保障会議において、プーチン露大統領は、現在、北朝鮮、

韓国、インド、イラン、パキスタン及びイスラエルが中距離ミサイルを保有し、米露のみがこれを生産しない義務を負っていることに懸念を表明した。同年10月12日、同大統領は、米露間の「2プラス2」会合に先立ち、ライス米国務長官及びゲーツ国防長官に対し、INF条約をグローバル化することを提案した。同月25日、国連総会第一委員会において、米露は共同ステートメントを発表し、同条約にグローバルな性格を付与する可能性について議論することを各国に呼びかけた。

(3) 中国

(イ) 中国の核政策

中国の核装備や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における 発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- ①少量の核兵器を保有するのは全くの自衛の必要によるものである。
- ②核兵器の先制不使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または威嚇をしない。
- ③核軍備競争に参加しない。

なお、中国の核戦力は、米露には及ばないものの、約145発の核弾頭を保有している (SIPRI YEARBOOK2007) との見方がある。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる大陸間弾道ミサイル (ICBM) も有している。また、他の4核兵器国が兵器用核分裂性物資の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

(ロ) 日本の対応

中国に対しては、日中安保対話、日中軍縮・不拡散協議等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次種々の働きかけを行っている。最近では、2007年5月、東京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本からは、CTBTの早期批准、核実験モラトリアム、兵器用核分裂性物質の生産停止及び具体的な核兵器の削減措置を取ることを中国側に要請した。また、その際に2007年1月に中国が実施した対衛星兵器実験に対しても懸念を表明した。中国人民解放軍の戦力については、規模は世界最大であるものの、旧式な装備も多く、火力・機動力等において十分な武器などが全軍に装備されているわけではないため、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化が推進されている。また、国防予算についても中国政府の発表によれば、2007年まで19年連続で2桁の伸び率となっている。これらの点については、依然として不透明な点があり、周辺国の懸念を解消するためにも、中国が軍事面における透明性を向上させることが重要であると認識している。こうした認識を踏まえ、同協議においては、日本から中国に対し、軍事力の透明性を高めることも求めた。また、EUの対中武器禁輸措置解除に向けた動きに関しては、東アジア地域の安全保障環境の観点から、日本はEU側に反対の立場を伝えている。

(4) フランス

フランスは1997年9月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手からの攻撃に生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と 潜水艦発射方式の2方式を基本としている。

フランスは1985年時点に比較して核兵器運搬手段を3分の2に削減したほか、仏防衛費全体のうち核戦力への支出に占める割合を、17% (1990年)から9.5% (2004年)に削減し、地対地核ミサイルを全廃し、戦略原潜 (SSBN)を削減したとしている。また、1996年に核

兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピユールラット兵器級核分裂性物質製造工場を 閉鎖したほか、南太平洋核実験施設(ムルロア)の閉鎖・解体を行った。なお、これらの軍 縮措置は、仏の核戦力は従来から実際に必要なレベルに合わせるという原則に基づいて取ら れている、との説明が行われている。

(5) 英国

英国は1998年7月、「戦略防衛見直し」において、仏と同様、核抑止を基本とする安保戦略は維持するとしつつ、唯一の核戦力であるヴァンガード級原潜発射のトライデント型核ミサイルの核弾頭保有数を最大300発から200発以下に削減、核搭載潜水艦の哨戒体制を常時1隻とし、原子力潜水艦の即応態勢を緩和、搭載核ミサイルの弾頭数を各96発から48発に削減、ミサイルの特定目標への照準の解除等を発表した。このうち、ヴァンガード級原潜については、その耐用年数の期限が2024年であり、その建造に17年かかることから、2006年12月、「英国の核抑止の将来」に関する白書を公表し、①新しい原潜を保有することにより核抑止システムを維持すること、②運用可能な核弾頭数を160発以下に削減すること(現在の保有数から約20%減)等を決定した。

また、英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、 2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄を完了したと公表している。

第5章 国際原子力機関(IAEA)保障措置

第1節 IAEA 保障措置の概要

保障措置(safeguards)とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関(IAEA)憲章第3条A5には、このような保障措置の実施がIAEAの任務である旨明記されており、IAEAは、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA保障措置は、NPTを中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEA は、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効した核兵器不拡散条約(NPT)第3条1が、締約国である非核兵器国に対して、国内の全ての核物質を対象とするIAEA保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEAはNPT締約国が締結すべき保障措置協定(包括的保障措置協定)のモデルを作成し、以後このモデルに従って各国と保障措置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑によって、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA 理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置(統合保障措置)が適用されている。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等の外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA 保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1. 包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreement)

NPT 第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と定めている。

NPT に加入する多くの非核兵器国が IAEA と締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協定(Comprehensive Safeguards Agreement)」(IAEA の文書番号から「153 型保障措置協定」または「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる)であり、日本については、1977 年 12 月 2 日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核 兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知する」 こと及びこのような探知能力を抑止力として転用を防止することにある。「有意量(significant quantity)」とは、核爆発装置の製造の可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えば プルトニウムやウラン 233 では 8kg、ウラン 235 (濃縮度 20%超) では 25kg に相当するとされてい る。

また、保障措置の具体的手法は、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「核物質の計量管理」が基本となり、重要な補助的方法としての「封じ込め」と「監視」がある。「計量管理」とは、原子力施設における核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理を意味する。管理には、核物質を取り扱う事業者による管理及び国による管理に加え、国からの申告を受け、IAEAが申告内容が適切か否かを検認する管理がある。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合にはIAEAがその行為を把握することができるようにする手法を、また「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法を言う。

2. その他の保障措置協定

NPT に基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定された IAEA 文書に基づく保障措置協定は「66型保障措置協定」または「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。同協定は現在、NPT 未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT 上の 5 核兵器国(米、英、仏、中国及び露)は IAEA 保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国と IAEA が締結している保障措置協定は、「自発的(ボランタリー・オファー)保障措置協定」と呼ばれる。

第3節 保障措置の強化・効率化

1. 保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内の全ての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、締結国が秘密裏に行う活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993 年、IAEA は保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2 計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997 年 5 月、IAEA 理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定の議定書としての位置付けから、「追加議定書(Additional Protocol)」と呼ばれる。

追加議定書は、IAEA に提供される情報及び検認対象並びに IAEA 査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を IAEA に与えるものである。具体的には、IAEA に提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告(2 時間又は 24 時間前)での立ち入り(補完的アクセス)やその際の環境サンプリング(試料の採取)も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠なIAEA保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。しかし、包括的保障措置協定の締結国は、NPT上その締結が義務付けられている185か国の中154か国(2007年8月時点)にとどまっており、また、追加議定書の締結国も83か国(署名国は115か国)(2007年8月時点)という低い水準にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている。

2. 保障措置の効率化と統合保障措置

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大や、そのための財源確保との課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置(integrated safeguards)のあり方について活発な議論が行われ、その結果、2002年3月、IAEA 理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念であり、IAEAが包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴うIAEA及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。統合保障措置の適用を受けるためには、IAEAが、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「結論」を導出する必要がある。(日本については2004年度より適用が開始されている(後述)。2006年末現在で日本を含む9か国(オーストラリア、ブルガリア、ハンガリー、インドネシア、日本、ノルウェー、ペルー、スロベニア、ウズベキスタン)に適用。)

第4節 日本の取組

日本は、IAEA の指定理事国(注)として、IAEA の職務の中で極めて重要な位置を占める保障措置システムの強化・効率化のため、以下のような取組を行っている。これらに加え、2005 年 10 月より 1 年間、天野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が、IAEA の実質的な意思決定機関である理事会の議長を務める等、IAEA の円滑かつ効果的な運営のために努力することを通じ、国際的な核不拡散体制の強化に貢献している。また、2005 年 12 月には、IAEA 及びエルバラダイ同事務局長は「原子力が軍事目的に利用されることを防止し、平和的目的の原子力利用が可能な限り安全な方法により実施されることを確保するための努力」が評価され、ノーベル平和賞を受賞した。受賞式には、エルバラダイ事務局長及びIAEA を代表して理事会議長であった天野大使が出席し、記念メダル等を受領した。

(注)

毎年6月の理事会で指定される13か国で、日本を始めG8等の原子力先進国のこと。

1. 追加議定書の普遍化

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく IAEA 保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEA におけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999 年 12 月に原

子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌 2000 年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、世界各地において IAEA が開催する地域セミナーに対して財政的・人的貢献を行ってきている(2001 年 6 月には東京にて開催)。また、2002 年 12 月には、東京において IAEA との協力の下、世界 36 か国からの代表を招いて「IAEA 保障措置強化のための国際会議」を主催した。日本は、さらに、2 国間協議や多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G8 としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。同時に、IAEA と協力し、追加議定書締結に向けた各国の支援体制等を支援するため、地域セミナー(2006 年 7 月シドニー、2007 年 8 月ベトナム)への人的・財政的支援も実施している。

2. 保障措置の効率化と統合保障措置の実施

IAEA は、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、実質ゼロ成長の中で拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じてきている。2003年の第47回 IAEA 総会において、保障措置予算を中心とする通常予算の増額が決定された。日本としても、保障措置の強化には、その財政的基盤の確保が不可欠であるとの認識から、通常予算の増額を支持した。同時に、日本は限られた IAEA の資源を有効活用する重要性に鑑み、IAEA 事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきている。このような状況の中で、2007年、エルバラダイ IAEA 事務局長は、今後10年間(2010~2020年)の IAEA の計画予算に関する調査を事務局において実施し、その結果をレビューするために有識者から成るハイレベル・パネルを設置することを提案している。

統合保障措置の適用に関し、日本については、2004年6月のIAEA理事会において必要な「結論」が出され、2004年9月15日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国への統合保障措置の適用は日本が初のケースであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

第6章 濃縮・再処理に関する機材や技術に対する管理強化

第1節 国際的な議論の状況

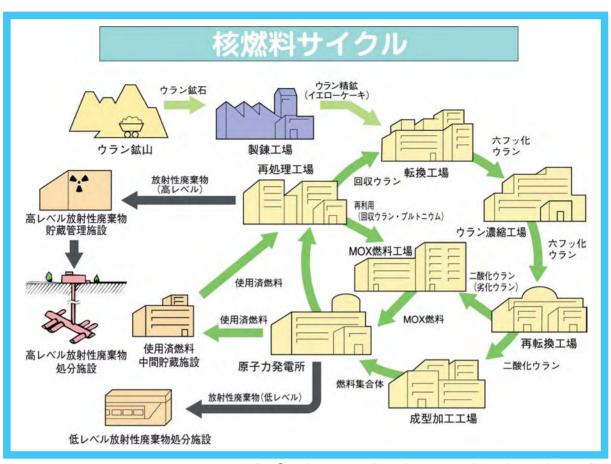
1. 総論

非核兵器国が平和目的で原子力を利用することは、NPT第4条によりすべての締約国の奪い得ない権利として認められている。一方で、原子力利用の拡大に伴い、各国が自国内に濃縮や再処理のための施設を持つこととなると核拡散リスクが高まることから、特に濃縮・再処理等の機微な技術が拡散しないよう、近年、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々なイニチアチブが提案され、国際的取組に関する検討がIAEAを中心として活発に行われている。これらの提案が行われた背景として、エルバラダイIAEA事務局長及びブッシュ米大統領による以下の提案があった。エルバラダイIAEA事務局長は、2003年10月、「エコノミスト」誌において、「より安全な世界に向けて」と題する論文を発表した。その中で、同事務局長は、現行の不拡散体制下においては、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数ヶ月以内に核兵器を生産することができるため、新たなアプローチが必要である旨述べた。

ブッシュ米大統領は、2004年2月、米国防大学での演説において、人類にとって今日の最大の脅威は、化学、生物、放射能又は核兵器による秘密かつ突然の攻撃の可能性であるとして、顕在化したばかりのAQカーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のための7項目の提案を行い、その中で、「原子力供給国グループ(NSG)の40か国(注:当時。2007年12月末現在は45か国)は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していない如何なる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

これらの提案を契機として、原子力関連の資機材や技術、特に濃縮・再処理等の技術が拡散しないよう、以下 2. にあるとおり、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々なイニシアティブが提案されてきている。2006 年 9 月の IAEA 第 50 回記念総会の際には、核燃料供給保証に関する特別イベントが開催された。このイベントでは、これら諸提案について、提案国等よりそれぞれの提案について説明が行われ、これら提案は既存の諸提案を補完するもの、あるいは両立するものとして有益であり、今後の検討対象とすべきとの認識が共有された。また、2007 年中の IAEA 理事会での検討に向けた課題について IAEA 事務局が提案すべきこととされた。

その後、2007年6月のIAEA 理事会において、以下2. の諸提案を踏まえた核燃料供給保証に関するIAEA 事務局長報告が提出され、今後の検討に付されることとなっている。



(出典:「原子力・エネルギー」図面集 2005-2006 (財) 日本原子力文化振興財団)

2. 核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した諸提案

(1) 核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ (MNA)

2003 年 10 月にエルバラダイ IAEA 事務局長が、ウラン濃縮・再処理等の活動を多国間の管理に置く新たなアプローチを提唱したことを受けて、2005 年 2 月、エルバラダイ事務局長に指名された MNA に関する国際専門家グループが以下の① \sim ⑤の 5 つのアプローチを提案する報告書を事務局長に提出・公表した。

- ①既存の商業的市場メカニズムの強化
- ② IAEA の参加による国際的な供給保証の発展及び実施
- ③既存の施設を任意に国際管理体制下に置く(転換させる)ことの促進
- ④新規原子力施設を対象に、多国間及び地域的な国際管理体制の創設
- ⑤より強力な多国間取り決め(地域または大陸毎)、並びに、IAEA 及び国際社会を関与させることにより幅広い協力を伴った核燃料サイクルの開発。

(2) ロシア「核燃料サイクル・サービス提供のための国際センター設立構想」

2006年1月にロシアのプーチン大統領は、ウラン濃縮を含む核燃料サイクル・サービスを提供する複数の国際センターの設置を提案した。本構想は、核兵器開発につながるおそれのあるウラン濃縮・再処理に関する技術を断念した国に対し、国際センターが濃縮・再処理サービスをIAEAの管理下で、無差別かつ合理的な商業的条件で提供することを想定しており、核不拡散の要請と両立させつつ、全ての関心国に原子力エネルギーへのアクセスを与えることを目指すものとされている。ロシアは、既存の自国設備の活用を検討(アンガルスクに国際センターを設置することを提案)している。

(3) 米国「国際原子力エネルギー・パートナーシップ (GNEP) 構想 |

米国のブッシュ大統領が2006年1月の一般教書演説で言及した先進的エネルギー・イニシアティブの一環として、2006年2月にボドマン・エネルギー省長官がGNEP構想を発表した。本構想は、核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつエネルギー需要、環境、開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的としている。

米国と日、仏、露、中の5か国が中心となって GNEP 構想実現に向けた意見交換を実施し、2007年9月の閣僚級会合において、我が国を含む 16 か国が「原則に関する声明」に署名した。「原則に関する声明」においては、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを確保しつつ原子力エネルギーの平和利用を拡大するため、(1) 信頼性のある燃料供給の国際的な枠組みを創設し機微な燃料サイクル技術の獲得に対する代替案を創出すること、(2) 使用済燃料をリサイクルするための先進的な技術の開発、等に関する協力を追求していくことなどが GNEP の目標とされており、当面、原発新規導入国に対する基盤整備支援及び核燃料サービスについて意見交換が行われることとなった。

(4) 核燃料供給保証にかかる六か国構想 (RANF)

2005年9月以降、保障措置協定違反がなく、原子力安全と核物質防護上の基準を満たし、 濃縮・再処理等の技術を放棄した国を対象に、現在の核燃料市場を補完する「セーフティネット」としての「仮想燃料銀行」の構築を目指し、米国を中心として濃縮ウランの供給を現 在行っている国(米、仏、英、露、独、蘭)が上記(1)の MNA の①及び②のアプローチ に類似する核燃料供給保証の枠組み構築に関する議論を進めてきた。その結果、2006年6月 の IAEA 理事会において、六か国構想が提案された。

なお、米国は核燃料供給保証の関連で、独自のイニシアティブとして、IAEAの検証の下で 兵器級高濃縮ウラン 17.4 トンを希釈して得られる低濃縮ウランを用いた「燃料備蓄」を 2009 年までに提供する用意があることを表明している。

(5) IAEA 核燃料供給登録システムにかかる日本提案

我が国は、上記(4)の六か国構想の趣旨・目的に賛同しつつ、国際的な議論に建設的に参加し、貢献していく観点から、現在の供給国の独占体制の維持という文脈で懐疑的にとらえられる面もある六か国構想に対する参画性を高め、これを補完するものとして、2006年9月のIAEA総会及び特別イベントにおいて、「IAEA核燃料供給登録システム」に関する提案を行った。この提案は、一定の条件の下、ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

(6) 核燃料サイクルの多国間利用に関するドイツ外相提案

2006年9月のIAEA総会特別イベントにおいて、ドイツのシュタインマイヤー外相が、上記(4)の六か国構想を補完するものとして、ウラン濃縮の多国間管理化を提案した。IAEAが管理するウラン濃縮施設を非主権地帯に設置することと、IAEAが核燃料供給の管理を行い、濃縮ウランの平和的利用の原則に基づく供給条件が満たされているかどうかの判断を行うことを主な内容としている。

(7) 英国「濃縮ボンド」提案

2006年9月のIAEA総会特別イベントにおいて、英国政府は、(4)の六か国構想の実現を促すものとして、供給国・IAEA・受領国の3者が協定を結ぶ濃縮ボンド (enrichment bond)を導入し、供給国政府が濃縮サービスの提供を保証する制度を提案した。不拡散と無関係な政治的理由により市場が攪乱した場合(供給国による禁輸措置等)に、受領国はIAEAに同制度の発動を依頼し、IAEAは発動の条件が見たされているか否か判断するものである。

(8) 低濃縮ウランの備蓄に関する NTI 提案

2006年9月のIAEA 総会特別イベントにおいて、米国のNGO(非政府組織)であるNTI (Nuclear Threat Initiative) は、自国に核燃料サイクル施設を建設しないことを選択した国への支援として、IAEA の管理の下で低濃縮ウランを備蓄することを提案した。そして、この構想の実現を促進するために、IAEA 加盟国から1億ドルあるいはそれに相当する低濃縮ウランが拠出されることなどを条件に、5000万ドルの拠出を行う用意があることを表明した。

3. 日本の取組

日本は、核不拡散体制の維持・強化が喫緊の課題であると認識しており、こうした目的に向けた 議論にこれまで積極的に参画してきている。その一方で、原子力の平和的利用の推進に関しても、 主導的な役割を果たしつつ、国際協調を進めている。

日本は、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した核燃料供給保証については、IAEA核燃料供給登録システムにかかる日本提案の提案を行う等、多くの国が参加しやすく、また、幅広く受け入れられる実効的な枠組み作りが重要と考えている。2007年には、学識経験者、原子力産業界の専門家を委員とする国内検討委員会を設置し、核燃料供給保証の概念検討、産業界の意見聴取等を行っている。核燃料の受領国側の意向も踏まえ、今後IAEA等の場で進められる議論に、引き続き積極的に参加していくこととしている。

第7章 核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、国境を越える活動、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関(IAEA)は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置(いわゆる「汚い爆弾」)、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えている。IAEAは、核物質、その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。

核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



IAEA が回収した放射性物質輸送コンテナ (提供:IAEA)



放射性源探索のために機材を準備する グルジア調査団 (提供: Petr Pavlicek/IAEA)



原子力施設のセキュリティ確保は 9・11 以降最優先の課題に(提供:IAEA)

第1節 国際社会の取組

1. IAEA による取組

(1) 核テロ防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後にウィーンで開催されたIAEA 総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEA の活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA 事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA 理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEA において実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野(注)から構成される第1次活動計画(2002年~2005年)が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金(Nuclear Security Fund)が設立された。2005年3月には、IAEAの核テロ対策の活動をレビューするため、「核セキュリティに関する国際会議」がロンドンで開催された。この会合では、今後とも核物質等テロ行為防止特別基金を活用した形での取組を継続・強化していくことの必要性が強調された。これを受け、活動分野の再整理(①ニーズ評価、分析・調整、②防止、③探知と対応)が行われ、第2次活動計画(2006年~2009年)として2005年9月の理事会で承認された。

(注)

8つの活動分野(①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、②関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換)

(2) 放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできた。特に2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念を踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、悪意をもった放射線源の使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。

(3) 核物質防護のための国際基準

IAEA は核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書(INFCIRC/225)を策定してきており、1999年に改訂された第4版(Rev.4)が最新版となっている。改訂された第4版(INFCIRC/225/Rev.4(Corrected))においては、①核物質防護に関する国と事業者との役割分担がより明確化され、②核物質防護システムの設計に当たり、考慮すべき脅威を明確にする設計基礎脅威(Design Basis Threat)の評価と策定は国

の責任であることが明記されているほか、③原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護要件が明確化され(タイトルも「核物質の防護」から「核物質及び原子力施設の防護」と改められた。)、④罰則を含む機密情報管理の徹底、⑤国による事業者の防護措置の検査と事業者自身による定期的な自己評価等の措置が勧告されている。更に、⑥輸送に関しては、防護強化のための専門家による評価、輸送計画と防護措置の国による事前承認、また、⑦原子力施設への妨害破壊行為への対応の一つとして、武装攻撃への対応を確実にするため、施設への中央警報ステーションの設置、輸送の際の輸送管理センターの設置、対応部隊との連絡・連携体制の強化等の各措置を講じることが勧告されている。

(4) 核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」(核物質防護条約)は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないと規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2007年10月現在、締約国は130か国及び1国際機関(欧州原子力共同体)となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質の防護に関する条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。今回採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等拡大されることとなった。

(5) 地球規模脅威削減イニシアティブとの協調

2004年5月、米国は、米国や旧ソ連より各国に対して研究炉用の燃料として提供された高 濃縮ウランがテロリストの手に渡ることを防ぐため、国際社会の脅威となり得る核物質及び 放射線源を削減するための包括的な構想として地球規模脅威削減イニシアティブ(GTRI: Global Threat Reduction Initiative)を提唱した。2004年9月、GTRIパートナー会合において、 本イニシアティブの目的として、すべてのロシア起源の使用済燃料の2010年までの返還、米 国起源の研究炉使用済燃料の10年以内(注)の返還作業の加速化等が挙げられ、IAEAと協 調してGTRIの実施の在り方につき調整していくこととなった。

(注)

2004年12月、米国エネルギー省は、返還期限を2019年に延長する旨発表した。

2. 国連による取組

1996年に国連総会において採択された国際テロ撲滅アド・ホック委員会の設立等を決定する「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月に国連総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会において、「核によるテロリズムの行為の防止に関する

国際条約」の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発テロの発生を受けて再開され、2005年4月13日、第59回国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、2007年7月7日、22か国が同条約を締結することにより発効し、2007年10月現在、115か国が署名し、29か国が締結している。

この条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、G8 サミットの際に、米露両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ(GI: Global Initiative to Combat Nuclear terrorism)」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、先進8か国(G8)、豪州、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2007年6月の第3回会合では、GI参加国は51か国にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、2007年2月に開催された第2回会合においては、「原則に関する声明」に基づき、2007-8年の具体的な活動計画(セミナー、ワークショップ等)を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。その後、2007年6月に開催された第3回会合では、今後の参加国の一層の拡大、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意見交換が行われた。

第2節 日本の取組

日本は、IAEA に設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2004年度までに累計で81万ドルを拠出し、IAEA を支援している。この資金の一部を活用し、IAEA は、日本の長年の原子力の平和的利用の経験及び保障措置受入れの経験から培った精度の高い分析技術や測定技術などの計量管理技術を活用し、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタン共和国のウルバ核燃料施設で行った。このプロジェクトの実施により、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善した。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のため、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度(SSAC: State System for Nuclear Material Accountancy and Control)の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。また、2006年12月に調査団をカザフスタンに派遣し、同国の核セキュリティの現状について調査を行った。2007年4月、右調査の結果を踏まえ、同国にあるウルバ冶金工場及び原子力物理研究所に対し、総額5億円を目途とした核セキュリティ向上のための協力を行うことを決定した。

上述の「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉総理大臣(当時)が署名し、2007年8月

3日、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。2005年7月に採択された核物質防護条約の改正についても、早期締結に向け検討を行っている。

さらに、上述の「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、2006年11月に開催したIAEAアジアにおける核セキュリティ強化のための国際セミナーを始め、日本の取組について紹介し経験を共有している。

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、核セキュリティ関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、原子力発電所を含む原子力施設等の防護水準を国際的に最先端のレベルにまで引き上げ、核物質防護体制を盤石なものとするため、IAEAの最新のガイドライン(INFCIRC/225/Rev.4(Corrected))に規定されている防護要件を参考とし、核物質防護措置を強化整備することとなった。具体的には、以下の防護対策を盛り込んだ原子炉等規制法の改正が2005年通常国会で承認された。

- ①事業者が効果的な核物質防護システムを設計する際に必要な設計基礎脅威(DBT)を国が策定し、事業者に提供する。
- ②事業者がDBTに対応した防護措置等を適切に講じているか、国が検査により確認する。
- ③核物質防護に係る機密情報の守秘を担保するため、機密情報を漏洩した者に対して、科罰する。

さらに、日本は、上述の2004年9月のIAEA理事会で承認された「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を、輸出貿易管理令の改正、これに伴う放射性同位元素の輸出確認事務により、2006年1月から実施している。

第8章 G8グローバルパートナーシップと日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月にSTART I (第1次戦略兵器削減条約) に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連邦が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロシアに移送されることが決まった。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施すべきものであるが、 旧ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されない のではないかとの危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故 等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器 の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、旧ソ連4か国(旧ソ連下で核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ)との間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日露、日ベラルーシ、日ウクライナ、日カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミットにおいて、日本は、旧ソ連4か国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当(一部は既に拠出済みの資金から手当。)のプロジェクトに対する協力を表明した(各国に対する協力の詳細は第3節及び第4節を参照。)。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等もあり、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手をいかに防ぐかということが国際社会全体における重要な課題となってきた。そのような中で、G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組む姿勢を示し、2002年のカナナスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 G8 グローバル・パートナーシップ

1. 経緯

先進8か国(G8)首脳は、2002年6月26及び27日にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器(核、化学、生物の各兵器及びその関連物資等)の拡散防止を主な目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。

これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に 関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする。具体的な優先分野は、退役した原子 力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分及び兵器の研究に従事していた科学者の雇 用の4分野とされた。

G8 は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定するとともに、今後 10 年間にわたって総額 200 億ドルを上限に資金協力を行うことを目標として掲げた。

なお、2003 年以降のサミットにおいては、毎年、「G8 グローバル・パートナーシップ | をフォロ

ーアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進 捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8 グローバル・パートナーシップ参加 国の更なる拡大等に言及している。

また、2007年のハイリゲンダム・サミットでは、2007年を「G8 グローバル・パートナーシップ」の中間点と位置付けて、レビュー文書が作成された。このレビュー文書は、これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミットで合意された G8 グローバル・パートナーシップの目標達成へのコミットメントを再確認した。さらに、G8 グローバル・パートナーシップ参加国が今後「G8 グローバル・パートナーシップ」を通じて取り組む分野として、改正核物質防護条約、IAEA 包括的保障措置・追加議定書、安保理決議第1540号、核テロ防止条約、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」等の実施及び普遍化への関心を挙げた上で、また、G8 グローバル・パートナーシップ参加国が大量破壊兵器拡散の脅威に地球規模で取り組むことを再確認し、いくつかの国はこの点で進展を見せているとした。

2. 意義

G8 グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な大量破壊兵器拡散の脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想である。この構想には、冷戦の負の遺産を整理するという歴史的な意義があるほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散及び環境保全という3つの側面から実質的な意義がある。

G8 グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、日本を含む各国が2 国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力してきた。しかし、G8 グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達の規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8 全体としての取組を構築しようとするものである。同時に、G8 グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える「指針」が作成され、ロシアも合意している。G8 グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとする G8 の強い意思の現れと捉えることができる。

この G8 グローバル・パートナーシップは、日本にとっても大きな意義を有している。

第一に、事業の実施に関する「指針」により、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた。この「指針」は、責任の所在、十分な協力の必要性及び評価のための G8 調整メカニズムの設置を定めるとともに、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点で必要な措置を講じることが明記されており、日本の主張を十分反映したものである。

第二に、G8が共同してロシアと調整を進める枠組みが出来たことにより、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組み、また、ロシアと調整することが容易になった。

3. 日本の取組

日本は、カナナスキス・サミットの場において協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨述べた上で、G8グローバル・パートナーシップに、当面2億ドル余りの貢献を行うこととした。具体的には、そのうち1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体に当て(以下第3節参照)、また、1億ドルを余剰兵器プルトニウムのための国際的な処分計画(以下第3節3.参照)のために拠出することとしている。

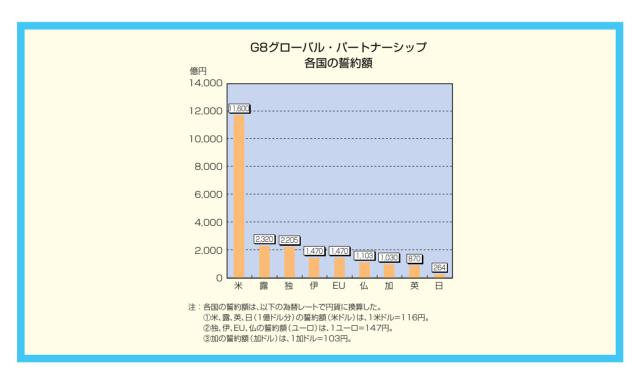
4. 各国の取組

G8 グローバル・パートナーシップの下では、日本以外のG8 各国は次のとおり支援を表明している。

米国: 100 億米ドル、ロシア: 20 億米ドル、ドイツ: 15 億ユーロ、イタリア: 10 億ユーロ、 EU: 10 億ユーロ、英国: 7.5 億米ドル、フランス: 7.5 億ユーロ、カナダ: 10 億カナダドル

その後、2003年に、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド及びオランダ、2004年にオーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド及びウクライナが、G8グローバル・パートナーシップへ新たに参加した。また、オーストラリア及び韓国は、G8グローバル・パートナーシップに参加したことに伴い、オーストラリアについては2004年6月、韓国については2006年12月、日露非核化協力委員会に対し、極東ロシアにおける原潜解体関連事業のため、それぞれ1000万豪ドル及び25万米ドルを拠出した。

更に韓国は 2007 年 10 月に 25 万米ドルを追加拠出し、ニュージーランドは 2007 年 11 月、68 万 NZ ドル拠出することを発表した。



第3節 ロシアに対する日本の非核化協力(「希望の星」等)

日本によるロシアに対する非核化協力の内容を略述すると以下のとおりである。

1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物(約5000立方メートル)に加えて、今後極東において実施される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物(原潜1隻当たり約300立方メートル)を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」

は、1996年1月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ボリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。



日露非核化協力の枠内で建設・供与された低レベル液体放射性廃棄物処理施設 「すずらん」

2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

現在、日本海を挟んで日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した約15隻の原子力潜水艦が係留されている。その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、このまま放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっている(実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されている。)。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も排除できない。

退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも 自国で解体を進めているが、核軍縮の核不拡散及び日本海の環境保護の観点から、重要かつ緊急の 課題となっている。

日本は、米国とも調整しつつ、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」 (1999年5月)、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」(2000年9月)を策定し、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施した。また、2002年11月には新藤外務大臣政務官(当時)がウラジオストクを訪問し、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉総理大臣(当時) 訪露時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原子力潜水艦解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」(ロシア語で「星」) にちなんで

「希望の星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原子力潜水艦1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省(当時)との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、同事業は2004年12月、完了した。



ズヴェズダ造船所における原潜解体「ヴィクターⅢ級退役原潜」

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン露大統領の訪日時に本件協力に関する実施取決めが署名された。5隻のうちの1隻(ヴィクター I 級原潜)については、2006年9月、解体協力に関する契約が署名され、解体協力が開始された(2007年8月、解体作業完了)。残る4隻のうち3隻(いずれもヴィクター III 級原潜)については、2007年8月、解体のための契約が署名され、順次解体が進められている。残る1隻(チャーリー I 級)についても、近く解体される予定である。

また、原潜解体の過程で加工される原子炉を含む区画は現在海上に保管されているが、これを陸揚げして、より安全で安定的な保管をしようとする原子炉区画陸上保管施設がロシア側によって建設されているところ、2007年1月、日露非核化協力委員会は右施設建設に協力することを決定した。



原子炉区画陸上保管施設建設現場〈ラズボイニク湾〉

3. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

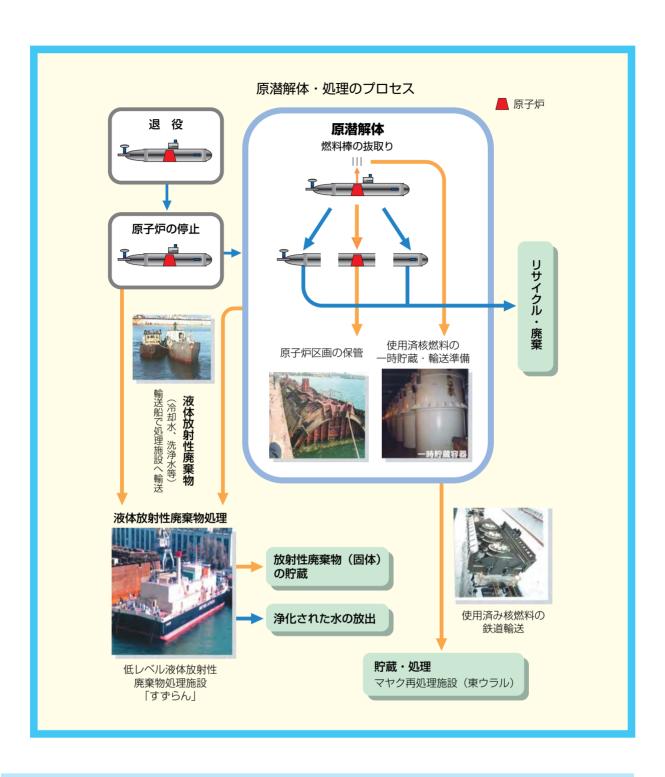
(1) 問題の所在

米国とロシアの間で核軍縮に進展が見られた結果(参考「核兵器国の軍備管理と核軍縮」第2節1.参照)、解体された核兵器から大量のプルトニウムが発生することとなった。この余剰兵器プルトニウムに関して、特に、国内管理体制が弱いロシアにおいてその核兵器への再転用と流出を防止することが、(イ)不可逆性(プルトニウムが核兵器に再利用されないこと)の確保により米露核軍縮の一層の進展を促し及び(ロ)核テロ対策及び核の不拡散を強化する観点から、重大な課題となっている。

(2) G8 サミット・プロセスにおける検討と日本の取組

この問題につき、当事国である米露は、2000年米露協定により、米露双方がそれぞれ、34トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意した。このうち、ロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分については、多国間の国際協力の在り方がG8サミット・プロセスにおいて検討されてきた。その後、2007年11月、米露は①米露二国間での処分の方法(高速炉での燃焼処分)に合意するとともに、②米から露に対して4億ドルを上限とした資金貢献を行うことを明らかとし、また、③この処分計画に対して他国からも資金協力を募る等を内容とした共同声明を発表した。

なお、ロシアの余剰兵器プルトニウム処分に関しては、1999年から2004年までに、日本の核燃料サイクル開発機構(当時)とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2~3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムをバイパック(振動充填)燃料に加工し、高速炉を用いて処分することに成功した。また、2004年以降も、原子力研究開発機構がロシアの研究機関との間で、余剰兵器プルトニウムを用いたバイパック(振動充填)燃料の技術開発に関する研究協力を行ってきており、ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分に対する貢献がなされてきている。



第4節 その他の日本の非核化協力

1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度 (SSAC) ・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、どのような核物質がどれだけあり、一定期間に新たにどれだけ搬入・搬出され、そして現在、どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に計量管理するとともに、この流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度である。また、IAEAが保障措置を効率的に適用し、その信頼性を確立するための前提として整備する必要があるものである。

ウクライナは、旧ソ連から分離独立後、非核兵器国として NPT に加入したことに伴い、IAEA による保障措置を受諾する義務が生じた。しかし、そのために必要な SSAC を自ら確立 することが困難であったため、日本は、IAEA とも調整しつつ必要な支援を行った。具体的に

は、ハリコフ物理技術研究所に対して計量管理及び核物質防護システム等を供与し、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対して計量管理システム等を供与した。これら機材の中には核兵器解体現場での放射能測定機材や核兵器固体ロケット燃料から発生する有毒ガス測定機器等も含まれており、核兵器の安全な廃棄の促進にも貢献している。

(2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検査・治療を行うために、1994年から 2001年にかけ 4 度にわたり国防省付属の 21 の軍病院に対し医療器材等を供与した。

2. カザフスタン

(1) 国内計量管理制度 (SSAC) ・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、アクタウの高速増殖炉(BN-350)に対するフローモニター機器、核物質防護システム及び計量管理システムの供与並びに原子力庁(当時)及び核物理研究所に対する核物質防護システムの供与を実施した。

2007年4月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は同国の核関連施設に対し総額5億円を目途とする核セキュリティ向上に資する協力を行うことを決定した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

セミパラチンスクには、旧ソ連時代に核実験場が置かれ、そこで行われた核実験により約82万人(カザフスタン保健省の統計)が被曝した。ソ連崩壊直後、これら被曝者の健康被害と放射線汚染との因果関係は必ずしも明確ではなかった。カザフスタン保健委員会(当時)からの要請に基づき、被曝者の治療を行うとともにその因果関係を調査する等セミパラチンスク周辺の環境問題にも貢献することを目的として、1999年8月、セミパラチンスク医科大学付属病院に遠隔医療診断システムを供与するとともにセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し被曝測定機材を供与した。なお、同支援においては、長崎大学医学部からの全面的な協力が得られている。

また、カザフスタン保健省からの要請に基づき、アルマティにおいて被曝者治療にあたっている大祖国戦争障害者病院に対して医療機材及び医薬品の供与を実施している。

さらに、セミパラチンスク地域の汚染地域調査を行っている国立核センターに対して、サンプリングした歯の放射線量を測定する機器を供与している。

3. ベラルーシ

(1) 国内計量管理制度 (SSAC) ・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、非常事態省傘下の産業原子力安全監督局に対し放射線測定機材等を供与し、首都ミンスク近郊のソスヌイ科学技術研究所に対して計量管理システム及び核物質防護システムを供与した。

(2) 旧軍人の職業訓練センターに対する機材供与

戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った戦略ロケット軍所属の軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職を促進するとともに、退役軍人が持つ核関連技術の流出を防止することを目的として、2000年1月にリーダ市(旧ソ連のかつてのミサイル基地)に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、車両整備機材、コンピュータ等を研修用として供与した。

4. 国際科学技術センター(ISTC)

ISTC は、旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、欧州連合(EU)及びロシアとともに「国際科学技術センター(ISTC)を設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、継続して支援を行っている。

ISTC は、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、現在、日本を始め、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス及びタジキスタンが参加している。これまで約2,400件を越えるプロジェクトに対し、約7億4千万ドルの支援が決定され、延べ67,000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が対象となってきている(2006年12月現在)。日本もこれまで約6,000万ドルのプロジェクト支援を行っている。

参考 非核兵器地带

第1節 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国(米国、ロシア、英国、フランス及び中国)がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約(消極的安全保証の供与)する議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のことを意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

第2節 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資するというものである。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、前3者についての条約がそれぞれが発効している。

1. トラテロルコ条約(ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効)

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に、中南米地域の非核化構想が進展し、1963年4月、この地域の非核化を求める国連決議が採択された。その後、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に発効した。

中南米33か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している(最後に加盟したキューバは2002年10月批准)。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。

また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び締約国に対し核兵器の使用又は威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2. ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効)

1966年から、フランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1975年、国連総会において、南太平洋における非核地帯設置を支持する決議が採択された。1985年の南太平洋フォーラム(SPF)総会において条約が採択、署名開放され、1986年12月に発効した。

太平洋諸島フォーラム (PIF (旧 SPF)) 加盟の16の国と地域 (自治領) が対象であり、2007年 11 月現在の締約国・地域の数は13 (ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名) である。

条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の 配備・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋(公海を含む)への放射性物質の投棄を禁止して いる。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止し、また、 非核地帯内(公海を含む)における核実験を禁止している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国 及びフランスは批准済みであるが、米国は署名のみで批准していない。

3. バンコク条約(東南アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効)

東南アジア諸国連合(ASEAN、1967年創設)は、1971年のASEAN 臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年、ASEAN常任委員会で、本非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、冷戦の終結により、条約の起草に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN 首脳会議において、東南アジア非核兵器地帯条約は東南アジア10か国の首脳により署名され、97年3月に発効した。ASEAN 諸国10か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している。条約発効10周年目に当たる2007年には、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画が採択されている。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、地帯内(公海を含む)における放射性物質等の投棄及び大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動(核兵器の運搬を除く)をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が非核兵器地帯内(締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含むと規定されている。)において核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定している。

議定書については、2001年5月にはASEANと核兵器国の間で事務レベル協議が開催されたが、 現時点で、核兵器国は1か国も署名するに至っていない。

4. ペリンダバ条約(アフリカ非核兵器地帯条約、1996年採択、未発効)

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構(OAU) 首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU 首脳会議において、アフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、1996年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国 54 か国 (日本未承認の西サハラを含む)が対象であり、2007 年 10 月現在の批准国は 24 か国である。28 か国の批准が発効要件となっているため、条約は未だ発効していない。国連総会においては、早期批准を求める決議が隔年で採択されており、日本もコンセンサスに参加して

いる。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自 国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止する。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止し、 また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験などを禁止している。核兵器国のうち、フランス、 中国及び英国は批准済みであるが、米国及びロシアは署名のみであり、まだ批准していない。

5. 中央アジア非核兵器地帯条約(2006年採択、未発効)

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン)の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。この後、当時の国連軍縮局(アジア太平洋平和軍縮センター)が設置した専門家グループが、1998年から本格的な条約案の起草を開始した。2000年4月の札幌での専門家会合などを経て、2002年9月、中央アジア5か国が集まったサマルカンド専門家会合では、5か国間の条約案文の交渉が終了した。2005年2月にタシケントで開催された域内会議において条約及び議定書案について合意がなされ、2006年9月8日、カザフスタンのセミパラチンスクで条約署名式が開催され、5か国の外相レベルの代表者が条約に署名した。2007年8月現在、ウズベキスタン及びキルギスが批准している。条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分許可等を禁止している。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。現時点では、議定書は核兵器国に対して署名開放されていない。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出するなど、 条約の成立を支援してきた。

第4節 構想段階にある非核兵器地帯

以上に加え、現在、様々な非核兵器地帯が提案あるいは構想されている。国連総会の場において提起されている非核兵器地帯構想を列挙すれば、以下のとおりである。

1. 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会において、エジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議が採択されてきている。しかし、高度の核開発能力を有するイスラエルのNPT未締結など問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

2005 年 NPT 運用検討会議において、日本は中東非大量破壊兵器地帯の設置を求める 1995 年 NPT 運用検討会議の「中東に関する決議」に関して報告書を提出した。

また、毎年、国連総会においては、中東非核兵器地帯設置についての決議がコンセンサスで採択されている。第62回国連総会では、イスラエルから中東非核兵器地帯は地域内の直接対話によってのみ実現するなどの意見が出されている。

2. モンゴルー国非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一国非核の地位を宣言し、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保障を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連

総会において、この宣言を内容とする決議(53/77D)が採択された。以降、隔年でモンゴルの一国 非核の地位を歓迎する内容の決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2000年10月、5 核兵器国は、この決議の実施のために協力すること、また、1995年に表明した NPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保証の供与を、モンゴルについて再確認するとのステートメントを発表した。2001年9月には、札幌において、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催された。

第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、以下の条約は特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊 兵器等の配備を行うことを禁止している。

1. 南極条約(1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准)

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。

2. 宇宙条約(1967年採択、同年発効、日本は同年批准)

第4条において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと等を約束することを規定している。

3. 海底核兵器禁止条約(1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准)

第1条において、領海の外側(12海里以遠)に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。

4. 月協定(1979年採択、1984年発効、日本は未締結)

第3条3において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道又は月に到達 し若しくは月を回るその他の飛行経路に乗せないこと、並びにこれらの兵器を月面上若しくは月内 部において配置し又は使用してはならないことを規定している。